

# 令和3年第1回千葉市議会定例会議案

議案第1号乃至第48号

令和3年2月



令和3年第1回千葉市議会定例会議案  
目 次

| 議案<br>番号 | 議 案 件 名                                     | 頁  |
|----------|---------------------------------------------|----|
| 1        | 専決処分について(令和2年度千葉市一般会計補正予算(第10号))(令和3年1月28日) | 別冊 |
| 2        | 令和2年度千葉市一般会計補正予算(第11号)                      | 別冊 |
| 3        | 令和2年度千葉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)               | 別冊 |
| 4        | 令和2年度千葉市競輪事業特別会計補正予算(第1号)                   | 別冊 |
| 5        | 令和2年度千葉市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)               | 別冊 |
| 6        | 令和2年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)           | 別冊 |
| 7        | 令和2年度千葉市病院事業会計補正予算(第3号)                     | 別冊 |
| 8        | 令和2年度千葉市下水道事業会計補正予算(第2号)                    | 別冊 |
| 9        | 令和3年度千葉市一般会計予算                              | 別冊 |
| 10       | 令和3年度千葉市国民健康保険事業特別会計予算                      | 別冊 |
| 11       | 令和3年度千葉市介護保険事業特別会計予算                        | 別冊 |
| 12       | 令和3年度千葉市後期高齢者医療事業特別会計予算                     | 別冊 |
| 13       | 令和3年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算                | 別冊 |
| 14       | 令和3年度千葉市霊園事業特別会計予算                          | 別冊 |
| 15       | 令和3年度千葉市農業集落排水事業特別会計予算                      | 別冊 |
| 16       | 令和3年度千葉市競輪事業特別会計予算                          | 別冊 |
| 17       | 令和3年度千葉市地方卸売市場事業特別会計予算                      | 別冊 |
| 18       | 令和3年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計予算                  | 別冊 |
| 19       | 令和3年度千葉市市街地再開発事業特別会計予算                      | 別冊 |
| 20       | 令和3年度千葉市動物公園事業特別会計予算                        | 別冊 |
| 21       | 令和3年度千葉市公共用地取得事業特別会計予算                      | 別冊 |
| 22       | 令和3年度千葉市学校給食事業特別会計予算                        | 別冊 |
| 23       | 令和3年度千葉市公債管理特別会計予算                          | 別冊 |
| 24       | 令和3年度千葉市病院事業会計予算                            | 別冊 |
| 25       | 令和3年度千葉市下水道事業会計予算                           | 別冊 |
| 26       | 令和3年度千葉市水道事業会計予算                            | 別冊 |

| 議案<br>番号 | 議 案 件 名                                                                           | 頁  |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------|----|
| 27       | 法令の改正等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について                                                     | 1  |
| 28       | 千葉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について                                             | 4  |
| 29       | 千葉県指定特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例の一部改正について                                           | 10 |
| 30       | 千葉県国民健康保険条例の一部改正について                                                              | 12 |
| 31       | 千葉県衛生関係手数料条例の一部改正について                                                             | 14 |
| 32       | 千葉県魚介類等行商販売営業の規制に関する条例の廃止について                                                     | 21 |
| 33       | 千葉県介護保険条例の一部改正について                                                                | 22 |
| 34       | 千葉県老人センター設置管理条例の廃止について                                                            | 25 |
| 35       | 千葉県火災予防条例の一部改正について                                                                | 26 |
| 36       | 千葉県放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について                                        | 29 |
| 37       | 千葉県家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について                                           | 30 |
| 38       | 千葉県子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項の規定に基づく施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定に関する条例の一部改正について | 31 |
| 39       | 千葉県立中等教育学校設置条例の制定について                                                             | 36 |
| 40       | 中等教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について                                                  | 37 |
| 41       | 千葉県地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について                                              | 42 |
| 42       | 千葉県都市公園条例の一部改正について                                                                | 45 |
| 43       | 新たに生じた土地の確認について                                                                   | 46 |
| 44       | 町の区域の変更について                                                                       | 49 |
| 45       | 指定管理者の指定について(千葉県都市緑化植物園)                                                          | 53 |
| 46       | 指定管理者の指定について(千葉県蘇我スポーツ公園第3多目的グラウンド等)                                              | 54 |
| 47       | 包括外部監査契約について                                                                      | 56 |
| 48       | 市道路線の認定、廃止及び変更について                                                                | 57 |

議案第 27 号

法令の改正等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について  
法令の改正等に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 2 月 10 日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

法令の改正等に伴う関係条例の整理に関する条例

(千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例の一部改正)

第 1 条 千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例(平成 22 年千葉市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 2 号中「前条第 1 項第 3 号」を「前条第 3 号」に改める。

(千葉市証明等手数料条例の一部改正)

第 2 条 千葉市証明等手数料条例(昭和 22 年千葉市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 2 条第 2 2 号」を「第 2 条第 2 1 号」に改める。

(千葉市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 3 条 千葉市病院事業の設置等に関する条例(昭和 43 年千葉市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

(千葉市特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第 4 条 千葉市特定非営利活動促進法施行条例(平成 24 年千葉市条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 10 条第 3 項」を「第 10 条第 4 項」に改める。

第 16 条第 1 項中「第 52 条第 4 項」の次に「及び第 5 項」を加え、「及び法第 54 条第 4 項」を「並びに法第 54 条第 4 項」に改める。

(千葉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 5 条 千葉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関



する基準を定める条例（平成26年千葉市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第23号中「第43条第3項」を「第43条第2項」に改める。

（千葉市営住宅条例の一部改正）

第6条 千葉市営住宅条例（昭和36年千葉市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第49条第1項中「第23条第2号イ」を「第23条第1号イ」に改める。

（千葉市建築関係手数料条例の一部改正）

第7条 千葉市建築関係手数料条例（平成12年千葉市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表61の項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に、「第30条第1項」を「第35条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同表62の項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に、「第30条第1項」を「第35条第1項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同表63の項中「第36条第1項」を「第41条第1項」に、「第30条第1項」を「第35条第1項」に改める。

（千葉市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第8条 千葉市下水道事業の設置等に関する条例（平成4年千葉市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

（千葉市水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第9条 千葉市水道事業の設置等に関する条例（昭和50年千葉市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の規定は令和3年6月9日から、第7条の規定は同年4月1日から施行する。

~~~~~

## 議 案 説 明

法令の改正等に伴い、規定の整備を図るため、条例を制定しようとするものであります。

## 議案第 28 号

千葉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について

千葉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 2 月 10 日提出

千葉市長 熊谷 俊 人

## 千葉市条例第 号

千葉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

千葉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 20 年千葉市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

千葉市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例  
第 1 条を次のように改める。

（目的）

第 1 条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号。以下「法」という。）第 13 条第 1 項の規定の趣旨にのっとり、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

第 9 条を第 11 条とする。

第 8 条の見出し中「手続等に係る電子情報処理組織の使用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、同条中「少なくとも毎年度 1 回、市の機関が」を削り、「使用して行わせ、又は」を「使用する方法により」に、「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、「により」の次に「少なくとも毎年度 1 回」を加え、同条を第 10 条とする。

第 7 条を削る。

第6条第1項中「市の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等を」を「により」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

第6条を第7条とし、同条の次に次の2条を加える。

(市の機関による情報システムの整備等)

第8条 市の機関は、国の行政機関等（法第3条第3号に規定する国の行政機関等をいう。）が法第5条第1項から第3項までの規定に基づき講ずる措置に準じて、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る当該市の機関の情報システムの整備その他の情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(添付書面等の省略)

第9条 申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しないこととすることができる。

第5条第1項中「市の機関は、」を削り、「規定により」を「規定に

において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「の縦覧等を」を「により」に改め、同条第2項中「規定により」を「電磁的記録に記録されている事項又は書類により」に、「を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する」を「に関する他の条例等の規定により」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条を第6条とする。

第4条第1項及び第2項を次のように改める。

処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

第4条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、市の機関は、」を「処分通知等のうち」に、「より」を「において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削り、同条に次の1項を加える。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分

につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

第4条を第5条とする。

第3条第1項中「市の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に改め、「により、」の次に「規則等で定める」を加え、「申請等をする者」を「その手続等の相手方」に改め、「いう。」の次に「以下同じ。」を加え、「使用して行わせる」を「使用する方法により行う」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該申請等を受ける」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第9条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

第3条に次の2項を加える。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において収入証紙をもってすることその他の手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法で

あって規則等で定めるものをもってすることができる。

- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。第3条を第4条とする。

第2条中第12号を第13号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、同条第8号中「いう。」の次に「この場合において、経由機関（条例等の規定に基づき他の市の機関又は民間事業者を経由して行われる申請等における当該他の市の機関又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から経由機関に対して行われるもの及び経由機関から他の経由機関又は当該申請等を受ける市の機関に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この条例の規定を適用する。」を加え、同号を同条第9号とし、同条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同条第5号中「図形等」を「図形その他の」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 民間事業者 個人又は法人その他の団体であって、事業を行うもの（法第3条第2号に規定する行政機関等を除く。）をいう。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(基本原則)

第2条 情報通信技術を活用した行政の推進は、法第2条の規定の趣旨を踏まえ、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- (1) 手続等並びにこれに関連する市の機関の事務及び民間事業者の業務の処理に係る一連の行程が情報通信技術を利用して行われるようにすることにより、手続等に係る時間、場所その他の制約を除去す

るとともに、当該事務及び業務の自動化及び共通化を図り、もって  
手続等が利用しやすい方法により迅速かつ的確に行われるようにす  
ること。

(2) 民間事業者その他の者から市の機関に提供された情報については、  
市の機関が相互に連携して情報システムを利用した当該情報の共有  
を図ることにより、当該情報と同一の内容の情報の提供を要しない  
ものとする。

(3) 社会生活又は事業活動に伴い同一の機会に通常必要とされる多数  
の手続等（これらの手続等に関連して民間事業者に対して行われ、  
又は民間事業者が行う通知を含む。以下この号において同じ。）に  
ついて、市の機関及び民間事業者が相互に連携することにより、情  
報通信技術を利用して当該手続等を一括して行うことができるよう  
にすること。

~~~~~

## 議 案 説 明

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正  
を踏まえ、情報通信技術を活用した行政の推進についての基本原則を  
定めるほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとする  
ものであります。



## 議案第 29 号

千葉県指定特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例の一部改正について

千葉県指定特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 2 月 10 日提出

千葉市長 熊谷 俊 人

## 千葉市条例第 号

千葉県指定特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例

千葉県指定特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例（平成 26 年千葉市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 7 号中「これ」を「当該書類（アに掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）」に改める。

第 10 条第 4 項中「前項」を「第 3 項」に改め、同項を第 10 条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 指定特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において事業報告書等又は役員名簿を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

第 13 条第 1 項中「及び前条第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる書類」の次に「（同項第 3 号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。以下同じ。）」を加える。

第 14 条中「これ」を「これらの書類（事業報告書等又は役員名簿については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）」に改める。

第 19 条第 2 項第 5 号中「第 10 条第 4 項」を「第 10 条第 5 項」に改める。

## 附 則

- 1 この条例は、令和3年6月9日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第13条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、施行日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

~~~~~

## 議 案 説 明

特定非営利活動促進法の一部改正に準じ、役員名簿等の閲覧請求の対象事項を限定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

## 議案第30号

千葉市国民健康保険条例の一部改正について

千葉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年2月10日提出

千葉市長 熊谷俊人

## 千葉市条例第 号

千葉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

千葉市国民健康保険条例（昭和61年千葉市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

第26条第1項第1号中「地方税法第314条の2第2項に規定する金額」を「地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同項第2号及び第3号中「地方税法第

314条の2第2項に規定する金額」を「地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改める。

附則第6項中「地方税法第313条第3項」との次に「、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とを加える。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第12条第1項、第26条第1項及び附則第6項の規定は、令和3年度以後の年度に係る保険料について適用し、令和2年度以前の年度に係る保険料については、なお従前の例による。

~~~~~

#### 議 案 説 明

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者に対する保険料の軽減措置について税制改正による給与所得控除及び公的年金等所得控除の引き下げの影響を受けないよう、今までと同様の軽減措置を継続するほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

## 議案第 31 号

千葉県衛生関係手数料条例の一部改正について

千葉県衛生関係手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 2 月 10 日提出

千葉市長 熊谷俊人

## 千葉県条例第 号

千葉県衛生関係手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 千葉県衛生関係手数料条例（平成 12 年千葉県条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表 79 の項中「第 14 条第 9 項」を「第 14 条第 13 項」に改め、同表 115 の項中「第 13 条第 5 項」を「第 13 条第 6 項」に改める。

第 2 条 千葉県衛生関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表 1 の項中「第 52 条第 1 項」を「第 55 条第 1 項」に、「第 35 条」を「第 35 条第 1 号」に改め、同表 2 の項中「第 52 条第 1 項」を「第 55 条第 1 項」に、「第 35 条」を「第 35 条第 2 号」に、「喫茶店営業の」を「調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の」に、「喫茶店営業許可申請手数料」を「調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料」に、「喫茶店営業許可更新申請手数料」を「調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可更新申請手数料」に改め、同表 3 の項中「第 52 条第 1 項」を「第 55 条第 1 項」に、「第 35 条」を「第 35 条第 3 号」に、「菓子製造業の」を「食肉販売業の」に、「菓子製造業許可申請手数料」を「食肉販売業許可申請手数料」に、「菓子製造業許可更新申請手数料」を「食肉販売業許可更新申請手数料」に、「14,000 円」を「9,600 円」に、「9,800 円」を「6,700 円」に改め、同表 4 の項中「第 52 条第 1 項」を「第 55 条第 1 項」に、「第 35 条」を「第 35 条第 4 号」に、「あん類製造業の」を「魚介類販売業の」に、「あん類製造業許可申請手数料」を「魚介類販売業許可申請手数料」に、「あん類製造業許

可更新申請手数料」を「魚介類販売業許可更新申請手数料」に、「14,000円」を「9,600円」に、「9,800円」を「6,700円」に改め、同表5の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「第35条」を「第35条第5号」に、「アイスクリーム類製造業の」を「魚介類競り売り営業の」に、「アイスクリーム類製造業許可申請手数料」を「魚介類競り売り営業許可申請手数料」に、「アイスクリーム類製造業許可更新申請手数料」を「魚介類競り売り営業許可更新申請手数料」に、「14,000円」を「21,000円」に、「9,800円」を「14,700円」に改め、同表6の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「第35条」を「第35条第6号」に、「乳処理業の」を「集乳業の」に、「乳処理業許可申請手数料」を「集乳業許可申請手数料」に、「乳処理業許可更新申請手数料」を「集乳業許可更新申請手数料」に、「21,000円」を「9,600円」に、「14,700円」を「6,700円」に改め、同表7の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「第35条」を「第35条第7号」に、「特別牛乳搾取処理業の」を「乳処理業の」に、「特別牛乳搾取処理業許可申請手数料」を「乳処理業許可申請手数料」に、「特別牛乳搾取処理業許可更新申請手数料」を「乳処理業許可更新申請手数料」に改め、同表8の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「第35条」を「第35条第8号」に、「乳製品製造業の」を「特別牛乳搾取処理業の」に、「乳製品製造業許可申請手数料」を「特別牛乳搾取処理業許可申請手数料」に、「乳製品製造業許可更新申請手数料」を「特別牛乳搾取処理業許可更新申請手数料」に改め、同表9の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「第35条」を「第35条第9号」に、「集乳業の」を「食肉処理業の」に、「集乳業許可申請手数料」を「食肉処理業許可申請手数料」に、「集乳業許可更新申請手数料」を「食肉処理業許可更新申請手数料」に、「9,600円」を「21,000円」に、「6,700円」を「14,700円」に改め、同表10の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「第35条」を「第35条第10号」に、「乳類販売業の」を「食品の放射線照射業の」に、

「乳類販売業許可申請手数料」を「食品の放射線照射業許可申請手数料」に、「乳類販売業許可更新申請手数料」を「食品の放射線照射業許可更新申請手数料」に、「9,600円」を「21,000円」に、「6,700円」を「14,700円」に改め、同表11の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「第35条」を「第35条第11号」に、「食肉処理業の」を「菓子製造業の」に、「食肉処理業許可申請手数料」を「菓子製造業許可申請手数料」に、「食肉処理業許可更新申請手数料」を「菓子製造業許可更新申請手数料」に、「21,000円」を「14,000円」に、「14,700円」を「9,800円」に改め、同表12の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「第35条」を「第35条第12号」に、「食肉販売業の」を「アイスクリーム類製造業の」に、「食肉販売業許可申請手数料」を「アイスクリーム類製造業許可申請手数料」に、「食肉販売業許可更新申請手数料」を「アイスクリーム類製造業許可更新申請手数料」に、「9,600円」を「14,000円」に、「6,700円」を「9,800円」に改め、同表13の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「第35条」を「第35条第13号」に、「食肉製品製造業の」を「乳製品製造業の」に、「食肉製品製造業許可申請手数料」を「乳製品製造業許可申請手数料」に、「食肉製品製造業許可更新申請手数料」を「乳製品製造業許可更新申請手数料」に改め、同表14の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「第35条」を「第35条第14号」に、「魚介類販売業の」を「清涼飲料水製造業の」に、「魚介類販売業許可申請手数料」を「清涼飲料水製造業許可申請手数料」に、「魚介類販売業許可更新申請手数料」を「清涼飲料水製造業許可更新申請手数料」に、「9,600円」を「21,000円」に、「6,700円」を「14,700円」に改め、同表15の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「第35条」を「第35条第15号」に、「魚介類競り売り営業の」を「食肉製品製造業の」に、「魚介類競り売り営業許可申請手数料」を「食肉製品製造業許可申請手数料」に、「魚介類競り売り営業許可更新申請手数料」を「食肉製品製造業許可更新申請手数料」に改め、

同表 16 の項中「第 5 2 条第 1 項」を「第 5 5 条第 1 項」に、「第 3 5 条」を「第 3 5 条第 1 6 号」に、「魚肉練り製品製造業の」を「水産製品製造業の」に、「魚肉練り製品製造業許可申請手数料」を「水産製品製造業許可申請手数料」に、「魚肉練り製品製造業許可更新申請手数料」を「水産製品製造業許可更新申請手数料」に改め、同表 17 の項中「第 5 2 条第 1 項」を「第 5 5 条第 1 項」に、「第 3 5 条」を「第 3 5 条第 1 7 号」に、「食品の冷凍又は冷蔵業の」を「氷雪製造業の」に、「食品の冷凍又は冷蔵業許可申請手数料」を「氷雪製造業許可申請手数料」に、「食品の冷凍又は冷蔵業許可更新申請手数料」を「氷雪製造業許可更新申請手数料」に改め、同表 18 の項中「第 5 2 条第 1 項」を「第 5 5 条第 1 項」に、「第 3 5 条」を「第 3 5 条第 1 8 号」に、「食品の放射線照射業の」を「液卵製造業の」に、「食品の放射線照射業許可申請手数料」を「液卵製造業許可申請手数料」に、「食品の放射線照射業許可更新申請手数料」を「液卵製造業許可更新申請手数料」に、「21,000 円」を「14,000 円」に、「14,700 円」を「9,800 円」に改め、同表 19 の項中「第 5 2 条第 1 項」を「第 5 5 条第 1 項」に、「第 3 5 条」を「第 3 5 条第 1 9 号」に、「清涼飲料水製造業の」を「食用油脂製造業の」に、「清涼飲料水製造業許可申請手数料」を「食用油脂製造業許可申請手数料」に、「清涼飲料水製造業許可更新申請手数料」を「食用油脂製造業許可更新申請手数料」に改め、同表 20 の項中「第 5 2 条第 1 項」を「第 5 5 条第 1 項」に、「第 3 5 条」を「第 3 5 条第 2 0 号」に、「乳酸菌飲料製造業の」を「みそ又はしょうゆ製造業の」に、「乳酸菌飲料製造業許可申請手数料」を「みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料」に、「乳酸菌飲料製造業許可更新申請手数料」を「みそ又はしょうゆ製造業許可更新申請手数料」に、「14,000 円」を「16,000 円」に、「9,800 円」を「11,200 円」に改め、同表 21 の項中「第 5 2 条第 1 項」を「第 5 5 条第 1 項」に、「第 3 5 条」を「第 3 5 条第 2 1 号」に、「氷雪製造業の」を「酒類製造業の」に、「氷雪製造業許可申請手数料」を「酒類製造業許可申請手数料」に、「氷雪製造業許可更新申請手数料」を



「酒類製造業許可更新申請手数料」に、「21,000円」を「16,000円」に、「14,700円」を「11,200円」に改め、同表22の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「第35条」を「第35条第22号」に、「冰雪販売業の」を「豆腐製造業の」に、「冰雪販売業許可申請手数料」を「豆腐製造業許可申請手数料」に、「冰雪販売業許可更新申請手数料」を「豆腐製造業許可更新申請手数料」に改め、同表23の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「第35条」を「第35条第23号」に、「食用油脂製造業の」を「納豆製造業の」に、「食用油脂製造業許可申請手数料」を「納豆製造業許可申請手数料」に、「食用油脂製造業許可更新申請手数料」を「納豆製造業許可更新申請手数料」に、「21,000円」を「14,000円」に、「14,700円」を「9,800円」に改め、同表24の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「第35条」を「第35条第24号」に、「マーガリン又はショートニング製造業の」を「麺類製造業の」に、「マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料」を「麺類製造業許可申請手数料」に、「マーガリン又はショートニング製造業許可更新申請手数料」を「麺類製造業許可更新申請手数料」に、「21,000円」を「14,000円」に、「14,700円」を「9,800円」に改め、同表25の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「第35条」を「第35条第25号」に、「みそ製造業の」を「そうざい製造業の」に、「みそ製造業許可申請手数料」を「そうざい製造業許可申請手数料」に、「みそ製造業許可更新申請手数料」を「そうざい製造業許可更新申請手数料」に、「16,000円」を「21,000円」に、「11,200円」を「14,700円」に改め、同表26の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「第35条」を「第35条第26号」に、「しょうゆ製造業の」を「複合型そうざい製造業の」に、「しょうゆ製造業許可申請手数料」を「複合型そうざい製造業許可申請手数料」に、「しょうゆ製造業許可更新申請手数料」を「複合型そうざい製造業許可更新申請手数料」に、「16,000円」を「25,000円」に、「11,200円」を「17,500円」

に改め、同表 27 の項中「第 52 条第 1 項」を「第 55 条第 1 項」に、「第 35 条」を「第 35 条第 27 号」に、「ソース類製造業の」を「冷凍食品製造業の」に、「ソース類製造業許可申請手数料」を「冷凍食品製造業許可申請手数料」に、「ソース類製造業許可更新申請手数料」を「冷凍食品製造業許可更新申請手数料」に、「16,000 円」を「21,000 円」に、「11,200 円」を「14,700 円」に改め、同表 28 の項中「第 52 条第 1 項」を「第 55 条第 1 項」に、「第 35 条」を「第 35 条第 28 号」に、「酒類製造業の」を「複合型冷凍食品製造業の」に、「酒類製造業許可申請手数料」を「複合型冷凍食品製造業許可申請手数料」に、「酒類製造業許可更新申請手数料」を「複合型冷凍食品製造業許可更新申請手数料」に、「16,000 円」を「25,000 円」に、「11,200 円」を「17,500 円」に改め、同表 29 の項中「第 52 条第 1 項」を「第 55 条第 1 項」に、「第 35 条」を「第 35 条第 29 号」に、「豆腐製造業の」を「漬物製造業の」に、「豆腐製造業許可申請手数料」を「漬物製造業許可申請手数料」に、「豆腐製造業許可更新申請手数料」を「漬物製造業許可更新申請手数料」に改め、同表 30 の項中「第 52 条第 1 項」を「第 55 条第 1 項」に、「第 35 条」を「第 35 条第 30 号」に、「納豆製造業の」を「密封包装食品製造業の」に、「納豆製造業許可申請手数料」を「密封包装食品製造業許可申請手数料」に、「納豆製造業許可更新申請手数料」を「密封包装食品製造業許可更新申請手数料」に、「14,000 円」を「21,000 円」に、「9,800 円」を「14,700 円」に改め、同表 31 の項中「第 52 条第 1 項」を「第 55 条第 1 項」に、「第 35 条」を「第 35 条第 31 号」に、「麺類製造業の」を「食品の小分け業の」に、「麺類製造業許可申請手数料」を「食品の小分け業許可申請手数料」に、「麺類製造業許可更新申請手数料」を「食品の小分け業許可更新申請手数料」に改め、同表 32 の項中「第 52 条第 1 項」を「第 55 条第 1 項」に、「第 35 条」を「第 35 条第 32 号」に、「そうざい製造業の」を「添加物製造業の」に、「そうざい製造業許可申請手数料」を「添加物製造業許可申請手数料」に、「そうざい製造業許

可更新申請手数料」を「添加物製造業許可更新申請手数料」に改め、同表中 33 の項及び 34 の項を削り、35 の項を 33 の項とし、36 の項から 118 の項までを 2 項ずつ繰り上げる。

第 3 条 千葉県衛生関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表 73 の項中「第 12 条第 2 項」を「第 12 条第 4 項」に改め、同表 75 の項中「第 13 条第 3 項」を「第 13 条第 4 項」に改め、同表 77 の項中「第 14 条第 13 項」を「第 14 条第 15 項」に改め、同表 81 の項中「第 39 条第 4 項」を「第 39 条第 6 項」に改め、同表 82 の項中「第 1 条の 5 第 1 項」を「第 2 条の 3 第 1 項」に改め、同表 83 の項中「第 1 条の 6 第 1 項」を「第 2 条の 4 第 1 項」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は令和 3 年 6 月 1 日から、第 3 条の規定は同年 8 月 1 日から施行する。

~~~~~

#### 議 案 説 明

食品衛生法施行令の一部改正に伴い、食品等の営業許可申請に対する審査に係る手数料を改めるほか、規定の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 3 2 号

千葉県魚介類等行商販売営業の規制に関する条例の廃止について  
千葉県魚介類等行商販売営業の規制に関する条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 2 月 1 0 日 提出

千葉県長 熊 谷 俊 人

千葉県条例第 号

千葉県魚介類等行商販売営業の規制に関する条例を廃止する条例  
千葉県魚介類等行商販売営業の規制に関する条例（平成 3 年千葉県条例第 5 6 号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

~~~~~

議 案 説 明

食品衛生法の一部改正に伴い、条例を廃止しようとするものであります。

### 議案第33号

千葉市介護保険条例の一部改正について

千葉市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年2月10日提出

千葉市長 熊谷俊人

### 千葉市条例第 号

千葉市介護保険条例の一部を改正する条例

千葉市介護保険条例（平成12年千葉市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成30年度」を「令和3年度」に、「平成32年度」を「令和5年度」に改め、同項第1号中「31,800円」を「19,440円」に改め、同項第2号中「41,340円」を「25,920円」に改め、同項第3号中「47,700円」を「45,360円」に改め、同項第4号中「57,240円」を「58,320円」に改め、同項第5号中「63,600円」を「64,800円」に改め、同項第6号中「66,780円」を「68,040円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、同項第7号中「69,960円」を「71,280円」に改め、同項第8号中「79,500円」を「81,000円」に改め、同項第9号中「95,400円」を「97,200円」に改め、同項第10号中「111,300円」を「113,400円」に改め、同項第11号中「127,200円」を「129,600円」に改め、同項第12号中「143,100円」を「145,800円」に改め、同項第13号中「152,640円」を「155,520円」に改める。

附則に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第8条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）に所得税

法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から100,000円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

#### 附 則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の第3条第1項の規定は、令和3年度以後の年度に係る保険料率の算定について適用し、令和2年度以前の年度に係る保険料率の算定については、なお従前の例による。



## 議 案 説 明

令和3年度から令和5年度までの第1号被保険者の保険料率を定めるほか、介護保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の算定について税制改正による給与所得控除及び公的年金等所得控除の引き下げの影響を受けないようにする等所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第34号

千葉県老人センター設置管理条例の廃止について  
千葉県老人センター設置管理条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年2月10日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉県老人センター設置管理条例を廃止する条例  
千葉県老人センター設置管理条例（昭和48年千葉市条例第45号）  
は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

~~~~~

議案説明

老人センターを廃止するため、条例を廃止しようとするものであります。



## 議案第 35 号

千葉市火災予防条例の一部改正について

千葉市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 2 月 10 日提出

千葉市長 熊谷俊人

### 千葉市条例第 号

千葉市火災予防条例の一部を改正する条例

千葉市火災予防条例（昭和 37 年千葉市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 4 第 1 項中「第 4 4 条第 1 項第 1 3 号」を「第 4 4 条第 1 項第 1 4 号」に改める。

第 11 条の 2 第 1 項中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう。」の次に「第 12 号において同じ。）をいう。」を加え、「50 キロワット」を「200 キロワット」に改め、同項中第 14 号を第 18 号とし、第 13 号を第 17 号とし、同項第 12 号イ中「また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。」を削り、同号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第 11 条の 2 第 1 項第 12 号を同項第 16 号とし、同号の前に次の 3 号を加える。

- (13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。
- (14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用

いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

- (15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第11条の2第1項中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次のように加える。

- (1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「本条第1項」を「この条第1項」に改める。

第17条（見出しを含む。）中「充てんする」を「充填する」に改め、同条第9号中「充てん」を「充填」に改める。

第44条第1項第17号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同項第18号とし、同項中第16号を第17号とし、第13号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、同項第12号の次に次の1号を加える。

- (13) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

第44条第3項中「第17号」を「第18号」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

~~~~~

### 議案説明

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、急速充電設備の全出力の上限を拡大するほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第36号

千葉県放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

千葉県放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年2月10日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第 号

千葉県放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

千葉県放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年千葉県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

議案説明

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員が受ける放課後児童支援員認定資格研修の実施主体に、中核市を加えるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 37 号

千葉県家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

千葉県家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 2 月 10 日提出

千葉市長 熊谷 俊 人

千葉県条例第 号

千葉県家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

千葉県家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年千葉県条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 37 条第 4 号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

第 41 条中「第 24 条から第 26 条まで」を「第 23 条第 3 項及び第 24 条から第 26 条まで」に、「これら」を「第 24 条から第 26 条まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

居宅訪問型保育事業に係る家庭的保育者の範囲を限定するとともに、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、居宅訪問型保育事業の提供の対象となる乳幼児の範囲を明確化するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 38 号

千葉県子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第 4 条第 2 項の規定に基づく施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定に関する条例の一部改正について

千葉県子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第 4 条第 2 項の規定に基づく施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 2 月 10 日提出

千葉市長 熊谷 俊人

千葉市条例第 号

千葉県子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第 4 条第 2 項の規定に基づく施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定に関する条例の一部を改正する条例

千葉県子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第 4 条第 2 項の規定に基づく施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定に関する条例（令和元年千葉市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「6 人以上である施設」を「6 人以上であるもの」に改め、同号ア（ア）中「数が」の次に「、施設の主たる開所時間である 11 時間（開所時間が 11 時間以内である場合にあつては、当該開所時間。以下同じ。）において」を加え、「1 人以上であること。ただし、当該者の数は 2 人を下ることはできないこと。」を「1 人以上、かつ、施設一につき 2 人以上であること。また、主たる開所時間である 11 時間以外の時間帯については、常時 2 人（保育されている小学校就学前子どもの数が 1 人である時間帯にあつては、1 人）以上であること。ただし、1 日に保育する小学校就学前子どもの数が 6 人以上 19 人以下の施設における、複数の満 1 歳未満の小学校就学前子どもを保育する時間帯並びに夜間及び午睡の時間帯以外の時間帯（安全面の配慮が行われた必要最小限の時間帯に限る。）については、1 人以上とすればよいこと。」に改め、同号ア（イ）中「おおむね 3 分の 1 以上は」を「おおむね 3 分

の1（保育に従事する者が2人以下の場合にあつては、1人）以上に相当する数のものが」に、「有する者」を「有するもの」に改め、同号ア（ウ）の次に次のように加える。

（エ）国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないこと。

第3条第1号イ（イ）中「につき」を「当たり」に改め、同号イ（カ）中「小学校就学前子ども」を「満1歳以上の小学校就学前子ども」に改め、同号ウ（エ）中「（ア）及び（イ）」を「（ア）から（ウ）まで」に改め、同号ウ（エ）b中「の（a）及び（b）の別」を「に掲げる区分ごと」に改め、同号（エ）bの表中「（a）」を「常用」に「（b）」を「避難用」に改め、同号ウ（オ）中「設ける場合」を「設ける建物」に、「満たしている」を「全て満たすものである」に改め、同号ウ（オ）b中「の（a）及び（b）の別」を「に掲げる区分ごと」に改め、「いずれも」を削り、同号ウ（オ）bの表3階の部中「（a）」を「常用」に、「（b）」を「避難用」に改め、同表4階以上の部中「（a）」を「常用」に、「（b）」を「避難用」に、「屋外階段」を「屋外避難階段」に、「有するもの」を「有する場合を除き、同号に規定する構造を有するもの」に改め、同号ウ（オ）c（b）中「調理器具」を「調理用器具」に改め、同号オ（ア）中「調理器具、配膳器具」を「調理、配膳」に改め、同号カ中「及び安全管理」を「及び安全確保」に改め、同号カ（カ）中「、医療用品等」を「その他の医療品」に改め、同号カ（チ）中「帳簿」を「帳簿等」に改め、同号カ（チ）を同号カ（ニ）とし、同号カ（タ）を同号カ（ナ）とし、同号カ（ソ）中「書面」の次に「（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）」を加え、同号カ（ソ）を同号カ（ト）とし、同号カ（セ）を同号カ（テ）とし、同号カ（ス）の次に同号カ（セ）、同号カ（ソ）、同号カ（タ）、同号カ（チ）及び同号カ（ツ）

として次のように加える。

- (セ) 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練が実施されていること。
- (ソ) 賠償責任保険に加入する等、保育中の事故の発生に備えた措置が講じられていること。
- (タ) 事故発生時に速やかに当該事故の事実を都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の4第1項の児童相談所設置市においてはそれぞれの長。以下この条において「都道府県知事等」という。）に報告する体制がとられていること。
- (チ) 事故が発生した場合、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していること。
- (ツ) 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置が講じられていること。

第3条第2号中「人数」を「数」に改め、「（昭和22年法律第164号）」を削り、「業務を目的とする施設」を「業務又は同条第12項に規定する業務を目的とするもの」に、「満たす」の次に「ものである」を加え、同号ア（ア）中「おおむね」を削り、「こと。」を「こと。ただし、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第23条第3項に規定する家庭的保育補助者とともに保育する場合には、小学校就学前子ども5人につき1人以上であること。」に改め、同号ア（イ）中「有する者」を「有するもの」に、「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「修了した者」を「修了したもの」に改め、同号イ（イ）中「面積は」を「面積は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第22条第2号に規定する基準を参酌して」に改め、同号ウ中「ア（ウ）」の次に「及び（エ）」を加え、「ウ（ア）及び（ウ）、エ（ア）から（シ）まで、オ（ア）から（ウ）まで並びにカ（ア）から（チ）までに定める事項」を「ウ（ア）から



(ウ)まで、エからカまでに掲げる全ての事項」に、「満たすこと」を「満たしていること。この場合において、同号イ(オ)中「調理室」とあるのは「調理設備の部分」と、同号オ(ア)中「調理室」とあるのは「調理設備」と読み替えるものとする」に改め、同条第3号中「雇用している施設」を「雇用しているもの」に改め、「満たす」の次に「ものである」を加え、同号ア中「おおむね」及び「原則」を削り、「こと」を「こと。ただし、当該小学校就学前子どもがその兄弟姉妹とともに利用している等の場合であって、保護者が契約において同意しているときは、これによらないことができること」に改め、同号イ中「全ての者」の次に「(採用した日から1年を超えていない者を除く。)」を加え、「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同号ウ中「、ウ(ウ)」を「及び(エ)」に、「(キ)から(チ)までに定める事項」を「(キ)から(ニ)までに掲げる全ての事項」に、「同号カ(セ)」を「同号エ(イ)中「なされた保育の計画が定められている」とあるのは「なされている」と、同号エ(ウ)中「カリキュラムが設定され、かつ、それが」とあるのは「保育が」と、同号エ(カ)中「施設長」とあるのは「施設の設置者又は管理者」と、同号カ(ア)中「登園及び降園」とあるのは「預かり及び引渡し」と、同号カ(キ)中「小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し指示が行われている」とあるのは「感染予防のための対策が行われている」と、同号カ(コ)中「保育室での」とあるのは「保育中の」と、同号カ(テ)」に、「書面により掲示」を「書面等により提示等」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次にウとして次のように加える。

ウ 防災上の必要な措置を講じていること。

第3条第4号中「以外の施設」を「以外のもの」に改め、同号ア中「おおむね」及び「原則」を削り、「こと」を「こと。ただし、当該小学校就学前子どもがその兄弟姉妹とともに利用している等の場合であって、保護者が契約において同意しているときは、これによらないことができること」に改め、同号イ中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同号ウ中「、ウ(ウ)」を「及び(エ)」に、「(キ)及び

(ク)並びに(コ)」を「(キ)、(ク)、(コ)」に、「(チ)までに定める事項」を「(ニ)までに掲げる全ての事項」に、「同号カ(エ)」を「同号エ(イ)中「なされた保育の計画が定められている」とあるのは「なされている」と、同号エ(ウ)中「カリキュラムが設定され、かつ、それが」とあるのは「保育が」と、同号カ(ア)中「登園及び降園」とあるのは「預かり及び引渡し」と、同号カ(エ)」に、「同号カ(セ)」を「同号カ(キ)中「小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し指示が行われている」とあるのは「感染予防のための対策が行われている」と、同号カ(コ)中「保育室での」とあるのは「保育中の」と、同号カ(テ)」に、「に対し書面により提示」を「に対し書面等により提示等」、同号カ(ニ)中「職員及び保育」とあるのは「保育」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次にウとして次のように加える。

ウ 防災上の必要な措置を講じていること。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

#### 議 案 説 明

子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、無償化の対象となる認可外保育施設の基準を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 39 号

千葉市立中等教育学校設置条例の制定について  
千葉市立中等教育学校設置条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 2 月 10 日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市立中等教育学校設置条例

(設置)

第 1 条 本市は、市立中等教育学校を設置する。

(名称等)

第 2 条 市立中等教育学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称             | 位置                    |
|----------------|-----------------------|
| 千葉市立稲毛国際中等教育学校 | 千葉市美浜区高浜 3 丁目 1 番 1 号 |

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

新たに、稲毛国際中等教育学校を設置するため、条例を制定しようとするものであります。

議案第40号

中等教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

中等教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年2月10日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

中等教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例

(千葉市立高等学校授業料等徴収条例の一部改正)

第1条 千葉市立高等学校授業料等徴収条例(昭和34年千葉市条例第23号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

千葉市立学校授業料等徴収条例

第1条中「千葉市立高等学校」の次に「及び千葉市立中等教育学校の後期課程」を加え、「市立高等学校」を「市立高等学校等」に、「及び入学料」を「、入学料及び進級料」に改める。

第2条を次のように改める。

(授業料等の額)

第2条 市立高等学校等の授業料、入学料及び進級料(以下この条において「授業料等」という。)の額は、次のとおりとする。

| 学校の別          | 授業料等の額 |           |
|---------------|--------|-----------|
| 市立高等学校        | 授業料    | 月額 9,900円 |
|               | 入学料    | 5,650円    |
| 市立中等教育学校の後期課程 | 授業料    | 月額 9,900円 |
|               | 入学料    | 5,650円    |
|               | 進級料    | 5,650円    |

第3条第4項中「高等学校」を「学校」に改める。

第4条の見出し中「入学料」の次に「又は進級料」を加え、同条中「高等学校」を「学校」に改め、「転入学」の次に「及び編入学」を

加え、同条に次の1項を加える。

2 市立中等教育学校にあっては、前期課程から後期課程に進級する者は、進級の際進級料を納めなければならない。

第6条中「及び入学料」を「、入学料及び進級料」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(千葉県証明等手数料条例の一部改正)

第2条 千葉県証明等手数料条例(昭和22年千葉県条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第32号中「中学校」を「中等教育学校」に改める。

(千葉県職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 千葉県職員の給与に関する条例(昭和26年千葉県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第20条の5第1項中「中学校」の次に「、中等教育学校の前期課程」を加え、同条第3項中「高等学校」の次に「、中等教育学校の後期課程」を加える。

第21条の2第13号及び別表第2備考第1項中「特別支援学校又は高等学校」を「高等学校、中等教育学校又は特別支援学校」に改める。

(日本スポーツ振興センター共済掛金徴収条例の一部改正)

第4条 日本スポーツ振興センター共済掛金徴収条例(昭和35年千葉県条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表義務教育諸学校の項中「義務教育諸学校」を「義務教育諸学校(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中等部をいう。)」に改め、同表高等学校の項中「高等学校」を「高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)」に改め、同表特別支援学校(高等部)の項中「特別支援学校(高等部)」を「特別支援学校の高等部」に改める。

(千葉県育英資金支給条例の一部改正)

第5条 千葉県育英資金支給条例(昭和36年千葉県条例第43号)の一部を次のように改正する。

第2条中「千葉市立高等学校」の次に「又は千葉市立中等教育学校の後期課程」を加える。

第4条中「千葉市立高等学校」の次に「又は千葉市立中等教育学校」を加える。

(千葉市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正)

第6条 千葉市職員の特殊勤務手当支給条例(昭和37年千葉市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第11条中「特別支援学校又は高等学校」を「高等学校、中等教育学校又は特別支援学校」に改める。

(千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第7条 千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和39年千葉市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第8条の4中「特別支援学校及び高等学校」を「高等学校、中等教育学校及び特別支援学校」に改める。

(千葉市学校給食センター設置管理条例の一部改正)

第8条 千葉市学校給食センター設置管理条例(昭和42年千葉市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第3条中「及び中学校」を「、中学校及び中等教育学校の前期課程」に改める。

(千葉市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

第9条 千葉市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和42年千葉市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第1条中「高等学校」の次に「、中等教育学校」を加える。

(子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正)

第10条 子どもの医療費の助成に関する条例(昭和45年千葉市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「中学校」の次に「又は中等教育学校の前期課程」を加える。

(千葉市教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正)

第11条 千葉市教育職員の給与等の特別措置に関する条例(昭和46年千葉市条例第73号)の一部を次のように改正する。

第2条中「特別支援学校及び高等学校」を「高等学校、中等教育学校及び特別支援学校」に改める。

(千葉市学校心疾患対策委員会設置条例の一部改正)

第12条 千葉市学校心疾患対策委員会設置条例(平成22年千葉市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「中学校」の次に「、中等教育学校の前期課程」を加える。

(千葉市学校腎疾患対策委員会設置条例の一部改正)

第13条 千葉市学校腎疾患対策委員会設置条例(平成22年千葉市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「中学校」の次に「、中等教育学校の前期課程」を加える。

(千葉市学校脊柱側弯症対策委員会設置条例の一部改正)

第14条 千葉市学校脊柱側弯症対策委員会設置条例(平成22年千葉市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「中学校」の次に「、中等教育学校の前期課程」を加える。

(千葉市自転車を活用したまちづくり条例の一部改正)

第15条 千葉市自転車を活用したまちづくり条例(平成29年千葉市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「及び高等学校」を「、高等学校及び中等教育学校」に改める。

(千葉市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部改正)

第16条 千葉市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例(平成29年千葉市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第3条中「高等学校」の次に「及び中等教育学校の後期課程」を加える。

(千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部改正)

第17条 千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例(令和元年千葉市条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第2備考中「特別支援学校又は高等学校」を「高等学校、中等教育学校又は特別支援学校」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

~~~~~

#### 議 案 説 明

稲毛国際中等教育学校の設置に伴い、中等教育学校の後期課程の授業料等を定めるほか、所要の改正を行うため、条例を制定しようとするものであります。



議案第 4 1 号

千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 2 月 1 0 日提出

千葉市長 熊 谷 俊 人

千葉市条例第 号

千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 5 年千葉市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 幕張新都心豊砂地区地区整備計画区域の部豊砂 A 街区（業務研究地区）の項及び同部豊砂 B 街区（業務研究地区）の項中「別表第 2（り）項第 2 号」を「別表第 2（ぬ）項第 2 号」に、「別表第 2（り）項第 4 号」を「別表第 2（ぬ）項第 4 号」に改め、同部豊砂 C 街区（タウンセンター地区）の項及び同部豊砂 D 街区（タウンセンター地区）の項を次のように改める。

|                      |                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 豊砂 C-1 街区（タウンセンター地区） | (1) 住宅<br>(2) 兼用住宅<br>(3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿<br>(4) 学校（専修学校及び各種学校を除く。）<br>(5) 倉庫業を営む倉庫<br>(6) 自動車教習所<br>(7) 畜舎（ペットショップ、動物病院、ペットホテル、展示場、演芸場又は観覧場に附属するものを除く。）<br>(8) 法別表第 2（ぬ）項第 2 号又は第 3 号に規定する工場<br>(9) 法別表第 2（ぬ）項第 4 号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるも |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                    |                                                                                                                                                                                      |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                    | <p>の</p> <p>(10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第2号から第6号までに掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの</p> <p>(11) 1階又は2階の部分を事務所の用に供するもの（劇場、店舗、スポーツ施設その他これらに類する施設に附属するものを除く。）</p>                            |
| 豊砂C-2街区（タウンセンター地区） | <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 兼用住宅</p> <p>(3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(4) 学校（専修学校及び各種学校を除く。）</p> <p>(5) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(6) 自動車教習所</p> <p>(7) 畜舎（ペットショップ、動物病院、ペットホテル、展示場、演芸場又は観覧場に附属するものを除く。）</p> |
| 豊砂C-3街区（タウンセンター地区） | <p>(8) ホテル又は旅館</p> <p>(9) 法別表第2（ぬ）項第2号又は第3号に規定する工場</p> <p>(10) 法別表第2（ぬ）項第4号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの</p>                                                                        |
| 豊砂D街区（タウンセンター地区）   | <p>(11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第2号から第6号までに掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの</p> <p>(12) 1階又は2階の部分を事務所の用に供するもの（劇場、店舗、スポーツ施設その他これらに類する施設に附属するものを除く。）</p>                                     |

別表第2幕張新都心豊砂地区地区整備計画区域の部豊砂E街区（業務研究地区）の項中「別表第2（り）項第2号」を「別表第2（ぬ）項第2号」に、「別表第2（り）項第4号」を「別表第2（ぬ）項第4号」

に改める。

別表第4幕張新都心豊砂地区地区整備計画区域の部豊砂B街区（業務研究地区）の項を次のように改める。

|                    |             |
|--------------------|-------------|
| 豊砂B街区（業務研究地区）      | 5,000平方メートル |
| 豊砂C-1街区（タウンセンター地区） |             |

別表第4幕張新都心豊砂地区地区整備計画区域の部豊砂C街区（タウンセンター地区）の項（い）欄中「豊砂C街区（タウンセンター地区）」を「豊砂C-2街区（タウンセンター地区）」に改める。

別表第5幕張新都心豊砂地区地区整備計画区域の部中

「

|                  |
|------------------|
| 豊砂C街区（タウンセンター地区） |
| 豊砂D街区（タウンセンター地区） |

を

」

「

|                    |
|--------------------|
| 豊砂C-1街区（タウンセンター地区） |
| 豊砂C-2街区（タウンセンター地区） |
| 豊砂D街区（タウンセンター地区）   |

に改める。

」

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

#### 議 案 説 明

幕張新都心豊砂地区の地区計画の変更に伴い、建築物の用途の制限を緩和する等所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第42号

千葉市都市公園条例の一部改正について

千葉市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年2月10日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市都市公園条例の一部を改正する条例

千葉市都市公園条例（昭和34年千葉市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第32条第4項中「第33条」を「次条」に改める。

別表第9第18項第2号の表に備考として次のように加える。

備考 市長が別に定める大規模な催し及び市長が別に定める日にあっては、普通自動車に係るこの表の金額は、1回につき400円とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第32条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

~~~~~

議案説明

大規模な催し等の際の昭和の森の駐車場の利用について、定額の利用料金の上限額を定めるほか、規定の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第43号

新たに生じた土地の確認について

市は、次のとおり新たに生じた土地を確認するものとする。

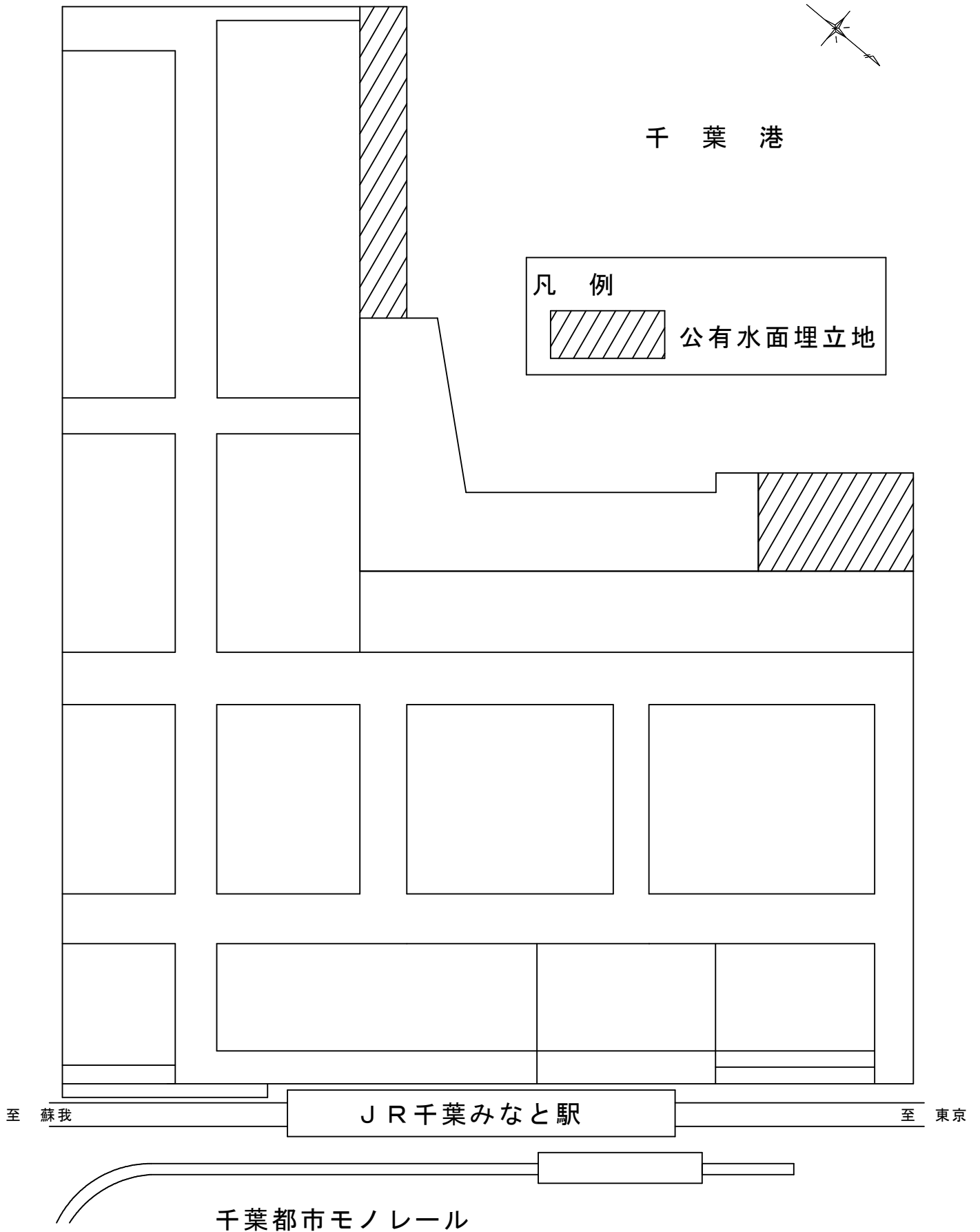
令和3年2月10日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 千葉市中央区中央港1丁目229番1、229番2、230番及び238番に隣接する公有水面埋立地1,999.62平方メートルの土地
- 2 千葉市中央区中央港1丁目234番、235番及び238番に隣接する公有水面埋立地2,331.51平方メートルの土地

備考 上記の土地の表示は、令和3年1月18日現在の登記事項証明書によるものである。

# 位置図





## 議 案 説 明

新たに生じた土地の確認について、地方自治法第9条の5第1項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第44号

町の区域の変更について

市は、次のとおり中央区の町の区域を変更するものとする。

令和3年2月10日提出

千葉市長 熊谷俊人

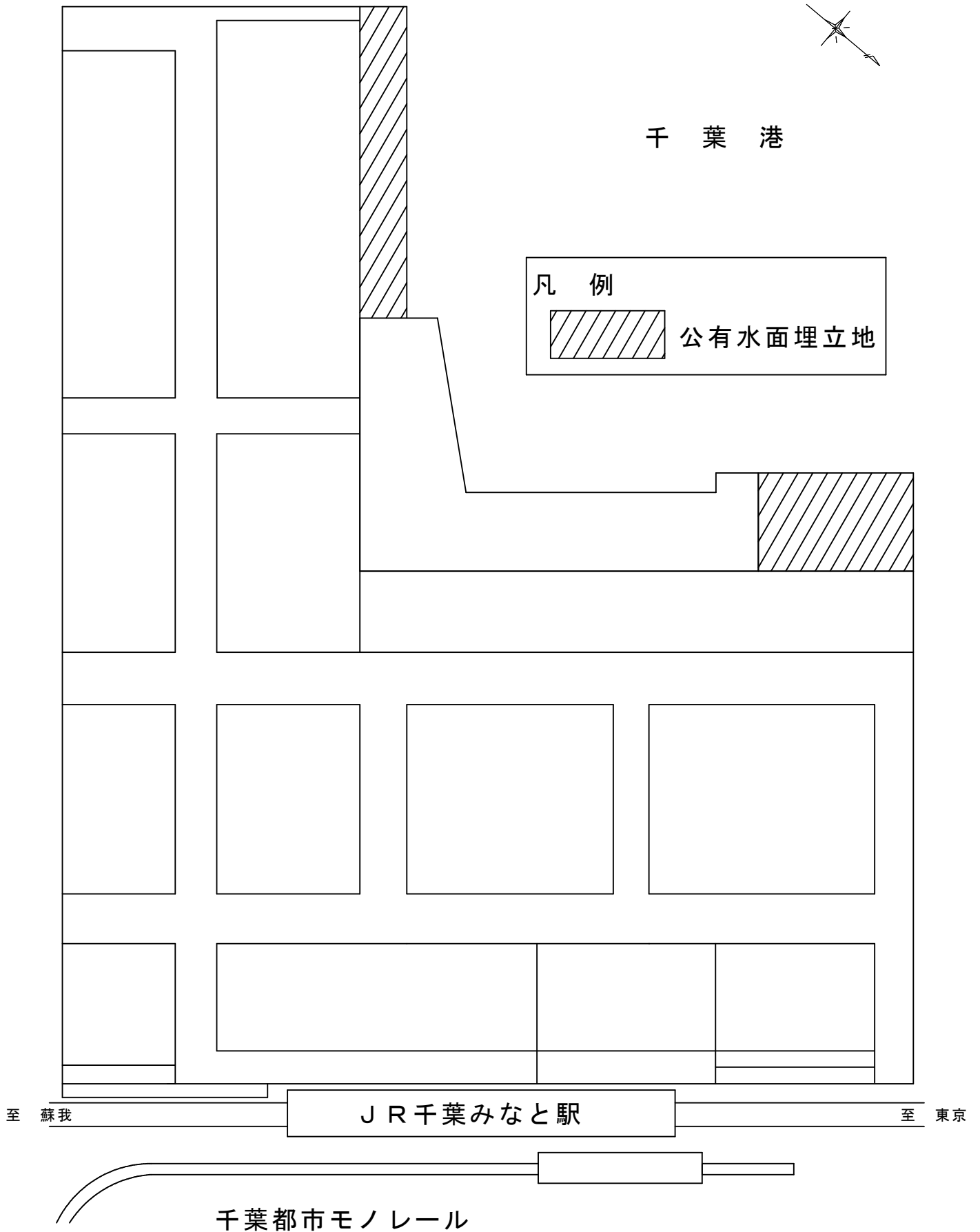
1 中央区中央港1丁目に編入する区域

- (1) 千葉市中央区中央港1丁目229番1、229番2、230番及び238番に隣接する公有水面埋立地1,999.62平方メートルの区域
- (2) 千葉市中央区中央港1丁目234番、235番及び238番に隣接する公有水面埋立地2,331.51平方メートルの区域

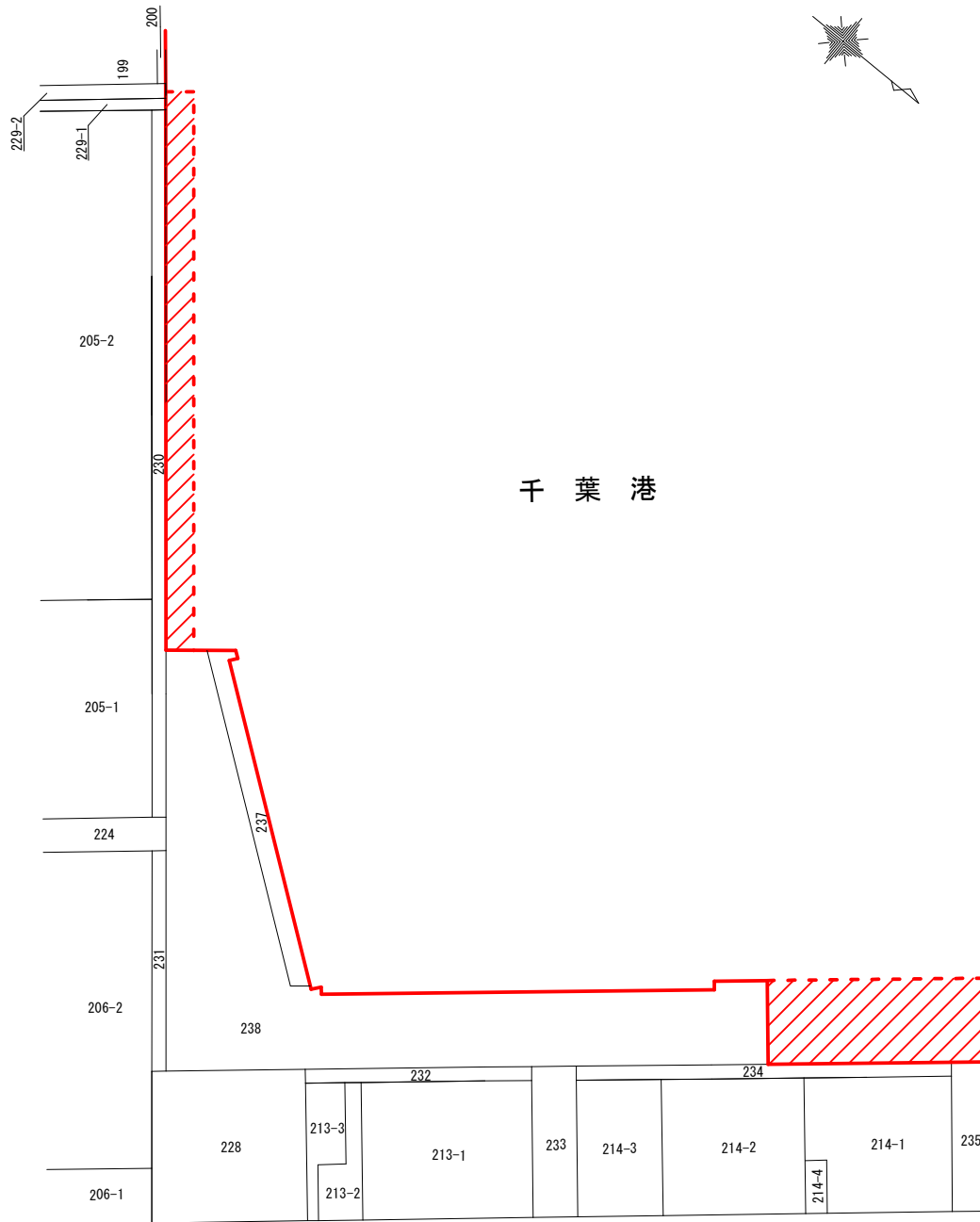
備考 上記の土地の表示は、令和3年1月18日現在の登記事項証明書によるものである。



# 位置図



# 町の区域の変更図



千葉市中央区中央港1丁目

| 凡 例               |       |
|-------------------|-------|
| 現 町 界             | —     |
| 新 町 界             | - - - |
| 中央港1丁目に<br>編入する区域 | ▨     |

~~~~~

議 案 説 明

町の区域の変更について、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第45号

指定管理者の指定について

市は、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和3年2月10日提出

千葉市長 熊谷俊人

| 施設の名称      | 指定管理者                                            | 指定期間                      |
|------------|--------------------------------------------------|---------------------------|
| 千葉市都市緑化植物園 | 千葉市稲毛区轟町5丁目7番32号<br>株式会社日比谷アメニス東関東支店<br>支店長 篠原 誠 | 令和3年4月1日から<br>令和8年3月31日まで |

~~~~~

議案説明

千葉市都市緑化植物園の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第46号

指定管理者の指定について

市は、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和3年2月10日提出

千葉市長 熊谷俊人

| 施設の名称                                                       | 指定管理者                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 指定期間                                 |
|-------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| <p>千葉市蘇我スポーツ公園</p> <p>(1)第3多目的グラウンド</p> <p>(2)市長が指定する区域</p> | <p>S S P U N I T E D</p> <p>千葉市美浜区高浜4丁目12番2号</p> <p>株式会社千葉マリスタジアム</p> <p>代表取締役社長 中村 満</p><br><p>千葉市中央区川崎町1番地38</p> <p>ジェフユナイテッド株式会社</p> <p>代表取締役 森本 航</p><br><p>東京都中央区入船3丁目6番3号</p> <p>日本メックス株式会社</p> <p>代表取締役 白井 賢</p><br><p>東京都中野区東中野3丁目20番10号</p> <p>日本体育施設株式会社</p> <p>代表取締役 奥 裕之</p> | <p>令和3年9月1日から</p> <p>令和7年3月31日まで</p> |



## 議 案 説 明

千葉市蘇我スポーツ公園第3多目的グラウンド等の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第47号

包括外部監査契約について

市は、次のとおり包括外部監査契約を締結するものとする。

令和3年2月10日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和3年4月1日
- 3 契約の金額 18,000,000円を上限とする額
- 4 契約の相手方 住所 千葉縣市川市国府台5丁目24番14号  
氏名 川口 明浩  
資格 公認会計士

~~~~~

議案説明

包括外部監査契約について、地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

## 議案第48号

### 市道路線の認定、廃止及び変更について

市は、次のとおり市道路線を認定、廃止及び変更するものとする。

令和3年2月10日提出

千葉市長 熊谷俊人

### 市道路線認定調書

| 整理番号 | 路線名        | 起 点        | 終 点        | 市道路線認定図番号 |
|------|------------|------------|------------|-----------|
| ①    | 大森町93号線    | 大森町地内      | 大森町地内      | 1         |
| ②    | 小倉町217号線   | 小倉町地内      | 小倉町地内      | 2         |
| ③    | 小倉町218号線   | 小倉町地内      | 小倉町地内      | 3         |
| ④    | 若松町249号線   | 若松町地内      | 若松町地内      |           |
| ⑤    | 貝塚町180号線   | 貝塚町地内      | 貝塚町地内      | 4         |
| ⑥    | 貝塚町181号線   | 貝塚2丁目地内    | 貝塚2丁目地内    | 5         |
| ⑦    | 萩台町79号線    | 萩台町地内      | 萩台町地内      | 6         |
| ⑧    | 椿森96号線     | 椿森1丁目地内    | 椿森1丁目地内    | 7         |
| ⑨    | 千種町95号線    | 千種町地内      | 千種町地内      | 8         |
| ⑩    | 幕張514号線    | 幕張町2丁目地内   | 幕張町2丁目地内   | 9         |
| ⑪    | 幕張515号線    | 幕張町3丁目地内   | 幕張町3丁目地内   | 10        |
| ⑫    | 南生実町175号線  | 南生実町地内     | 南生実町地内     | 11        |
| ⑬    | 南生実町176号線  | 南生実町地内     | 南生実町地内     |           |
| ⑭    | 南生実町177号線  | 南生実町地内     | 南生実町地内     |           |
| ⑮    | 南生実町178号線  | 南生実町地内     | 南生実町地内     |           |
| ⑯    | 南生実町179号線  | 南生実町地内     | 南生実町地内     |           |
| ⑰    | 南生実町180号線  | 南生実町地内     | 南生実町地内     |           |
| ⑱    | 南生実町181号線  | 南生実町地内     | 南生実町地内     |           |
| ⑲    | 南生実町701号線  | 南生実町地内     | 南生実町地内     |           |
| ⑳    | おゆみ野南168号線 | おゆみ野南6丁目地内 | おゆみ野南6丁目地内 | 12        |
| ㉑    | 小金沢町23号線   | 小金沢町地内     | 小金沢町地内     | 13        |
| ㉒    | 高田町308号線   | 高田町地内      | 高田町地内      | 14        |
| ㉓    | 高田町704号線   | 高田町地内      | 誉田町2丁目地内   |           |
| ㉔    | 高田町309号線   | 高田町地内      | 高田町地内      | 15        |



## 市道路線廃止調書

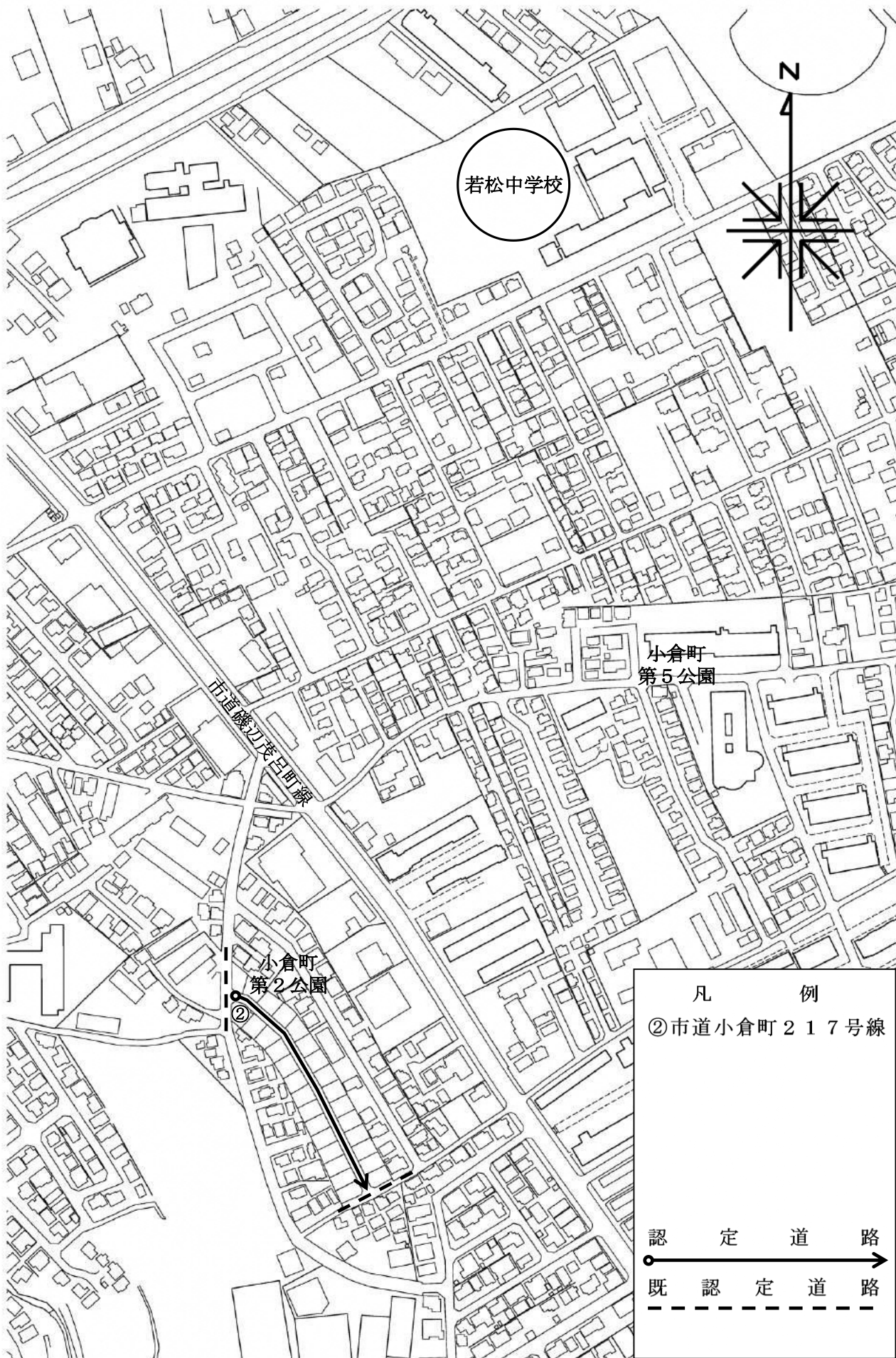
| 整理番号 | 路線名    | 起 点   | 終 点   | 摘要   | 市道路線廃止図番号 |
|------|--------|-------|-------|------|-----------|
| ①    | 高根町9号線 | 高根町地内 | 高根町地内 | 全部廃止 | 1         |

## 市道路線変更調書

| 整理番号 | 路線名       | 旧 新 別 | 起 点       | 終 点      | 市道路線変更図番号 |
|------|-----------|-------|-----------|----------|-----------|
| ①    | 検見川町121号線 | 新     | 検見川町5丁目地内 | 幕張町5丁目地内 | 1         |
|      | 稲毛120号線   | 旧     | 稲毛町5丁目地内  | 幕張町5丁目地内 |           |

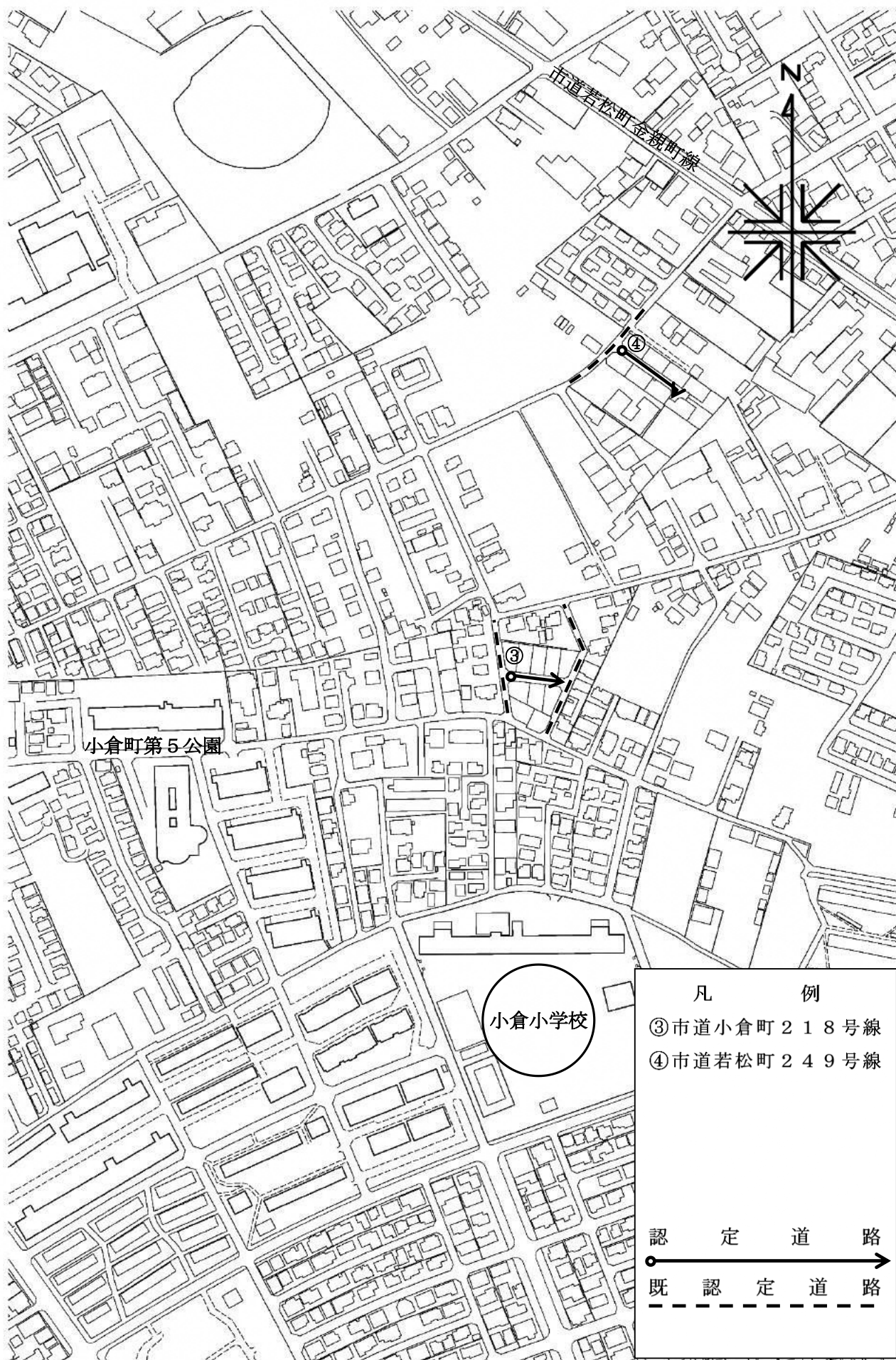


# 整理番号② 市道路線認定図2

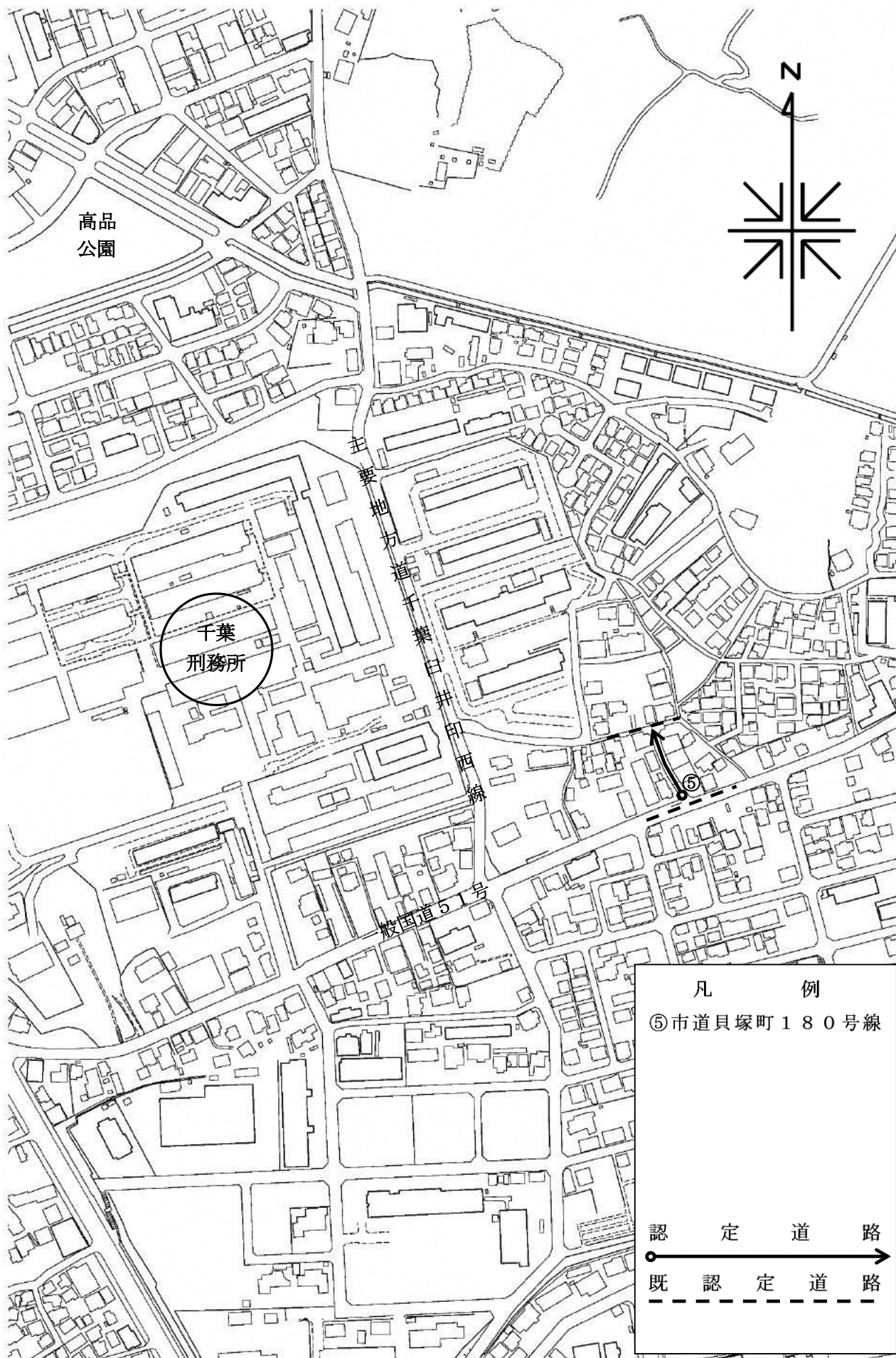




# 整理番号③④ 市道路線認定図3



# 整理番号⑤ 市道路線認定図4

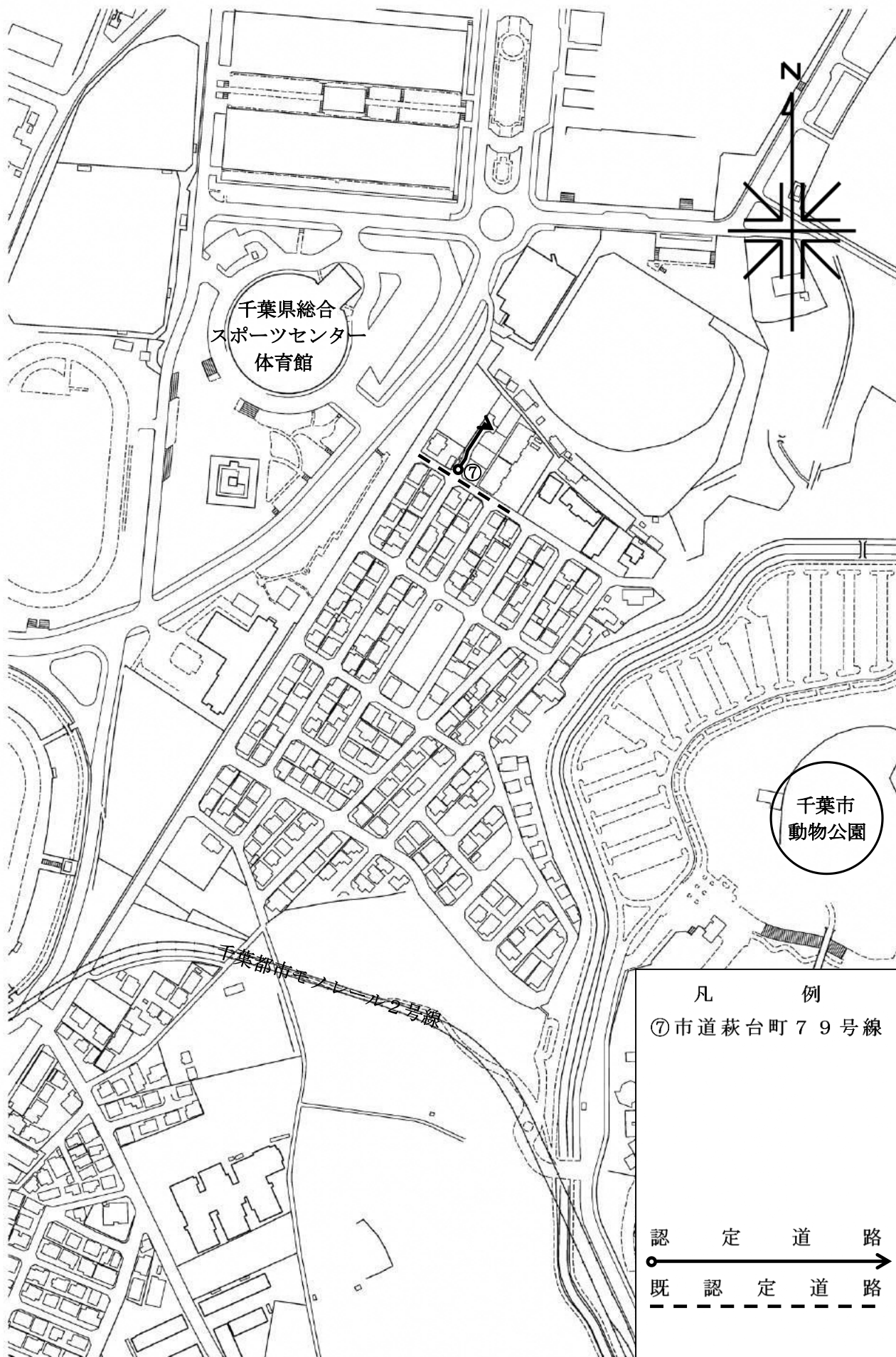




# 整理番号⑥ 市道路線認定図5



# 整理番号⑦ 市道路線認定図6



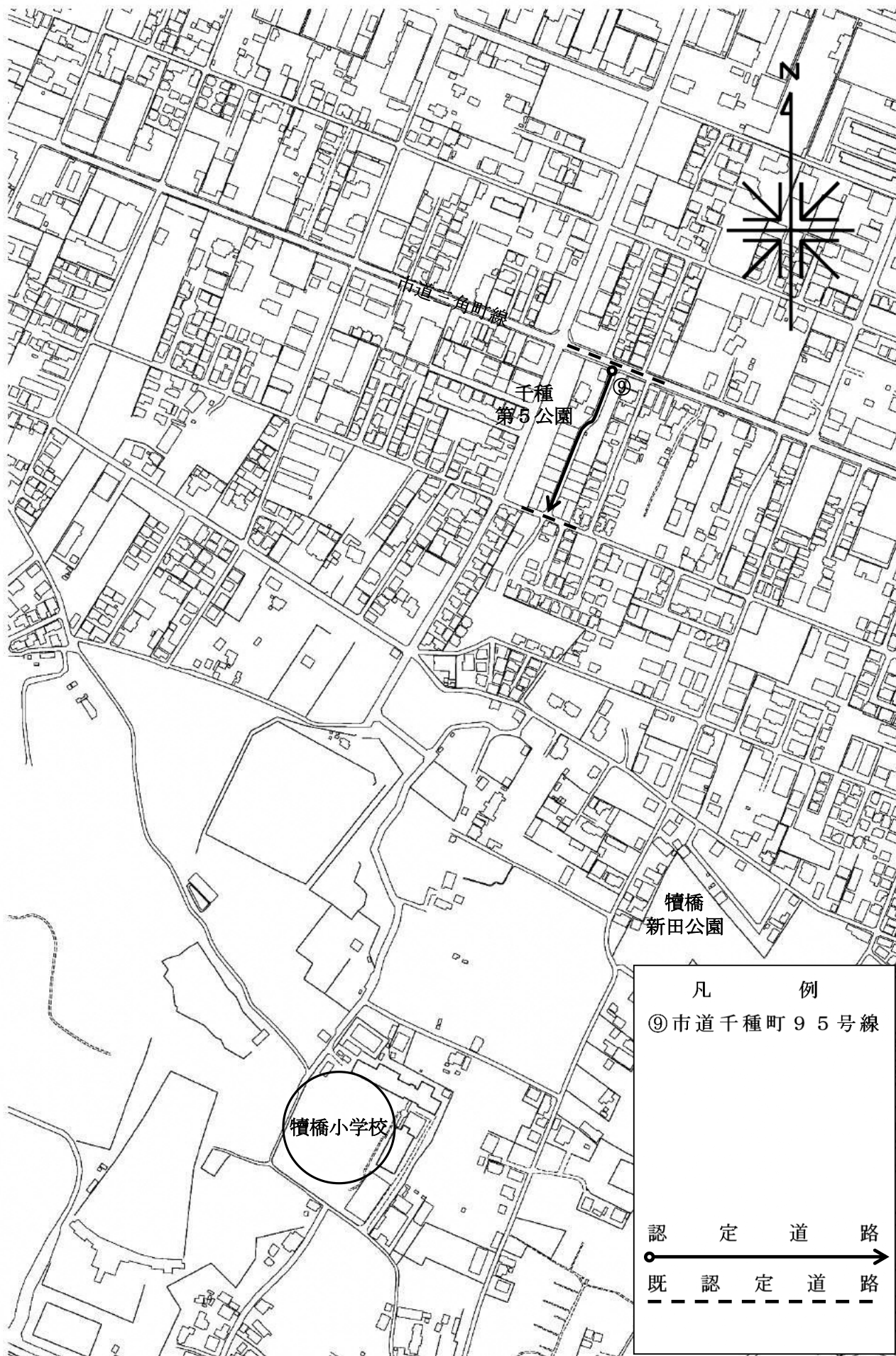


# 整理番号⑧ 市道路線認定図7





# 整理番号⑨ 市道路線認定図8



# 整理番号⑩ 市道路線認定図9

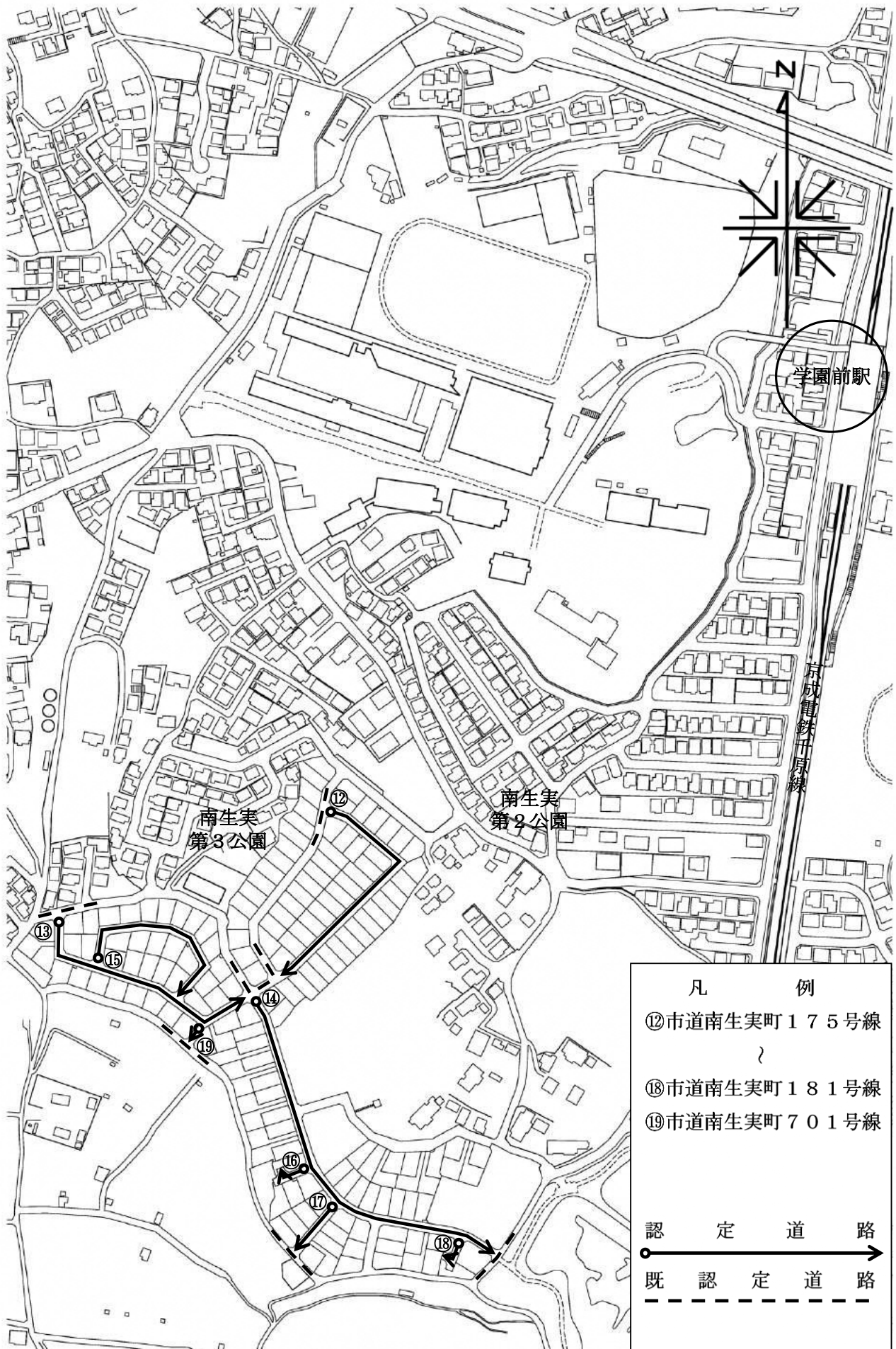




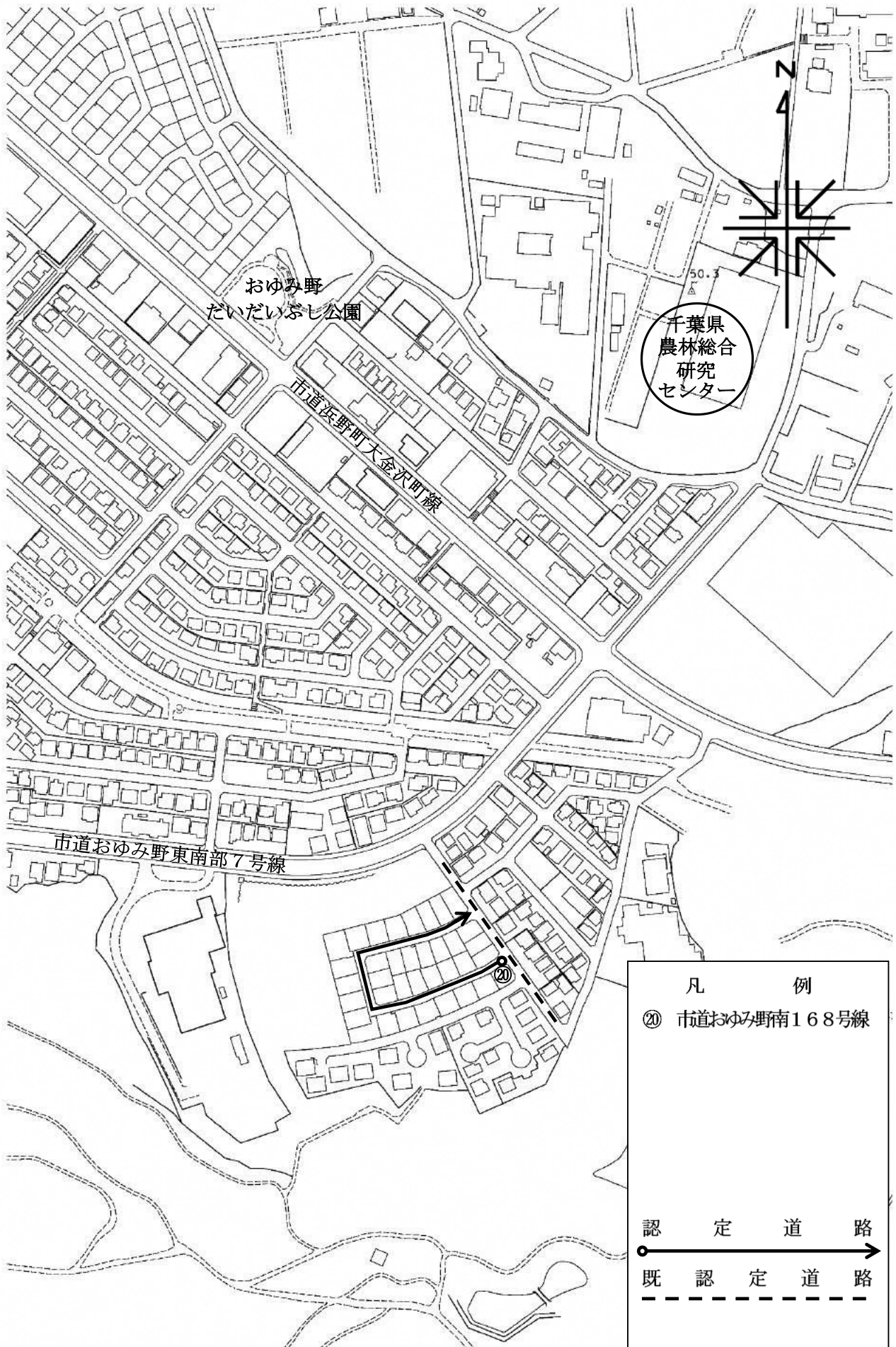
# 整理番号⑪ 市道路線認定図10



# 整理番号⑫～⑰ 市道路線認定図11

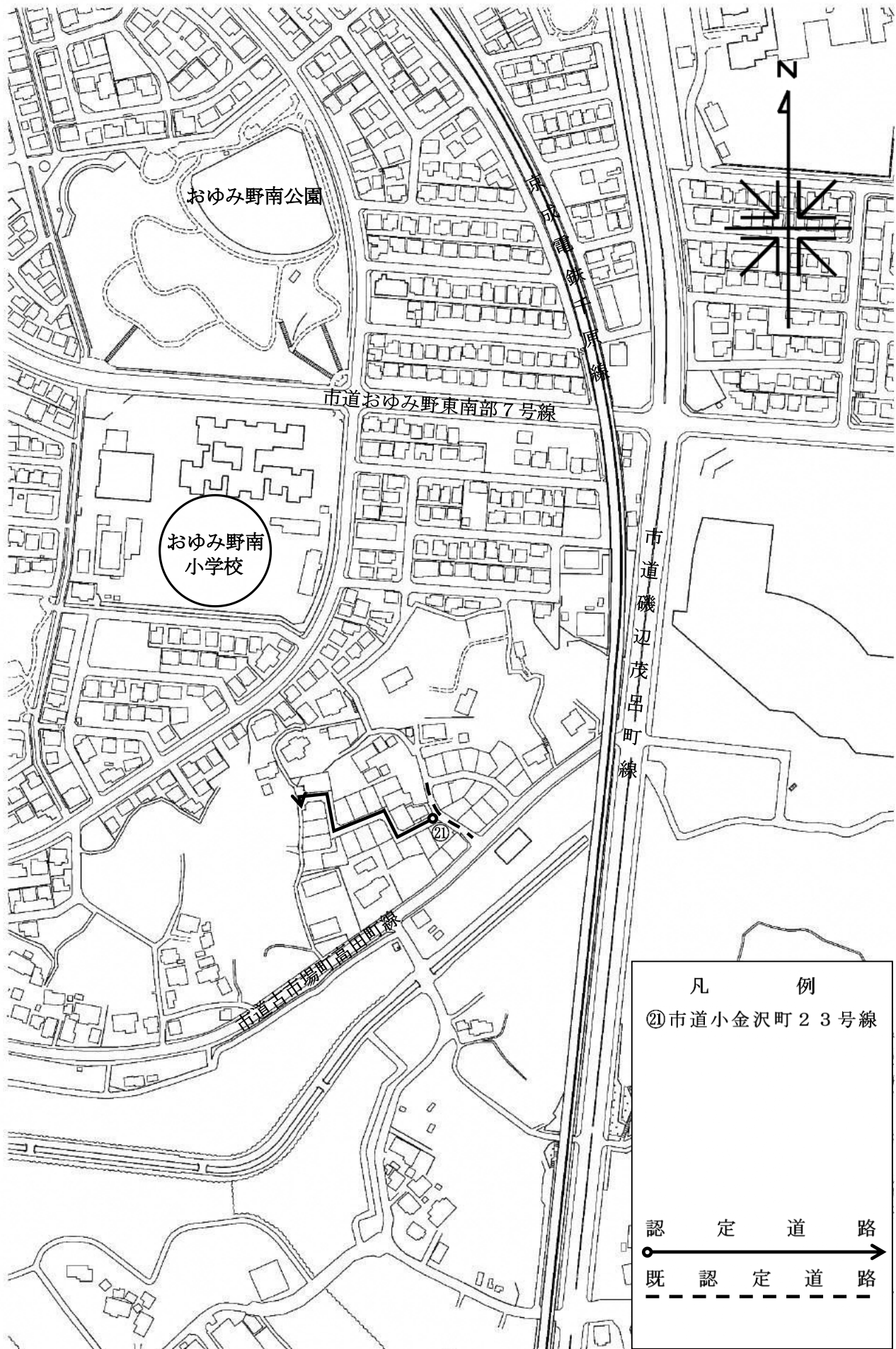


整理番号⑳ 市道路線認定図12

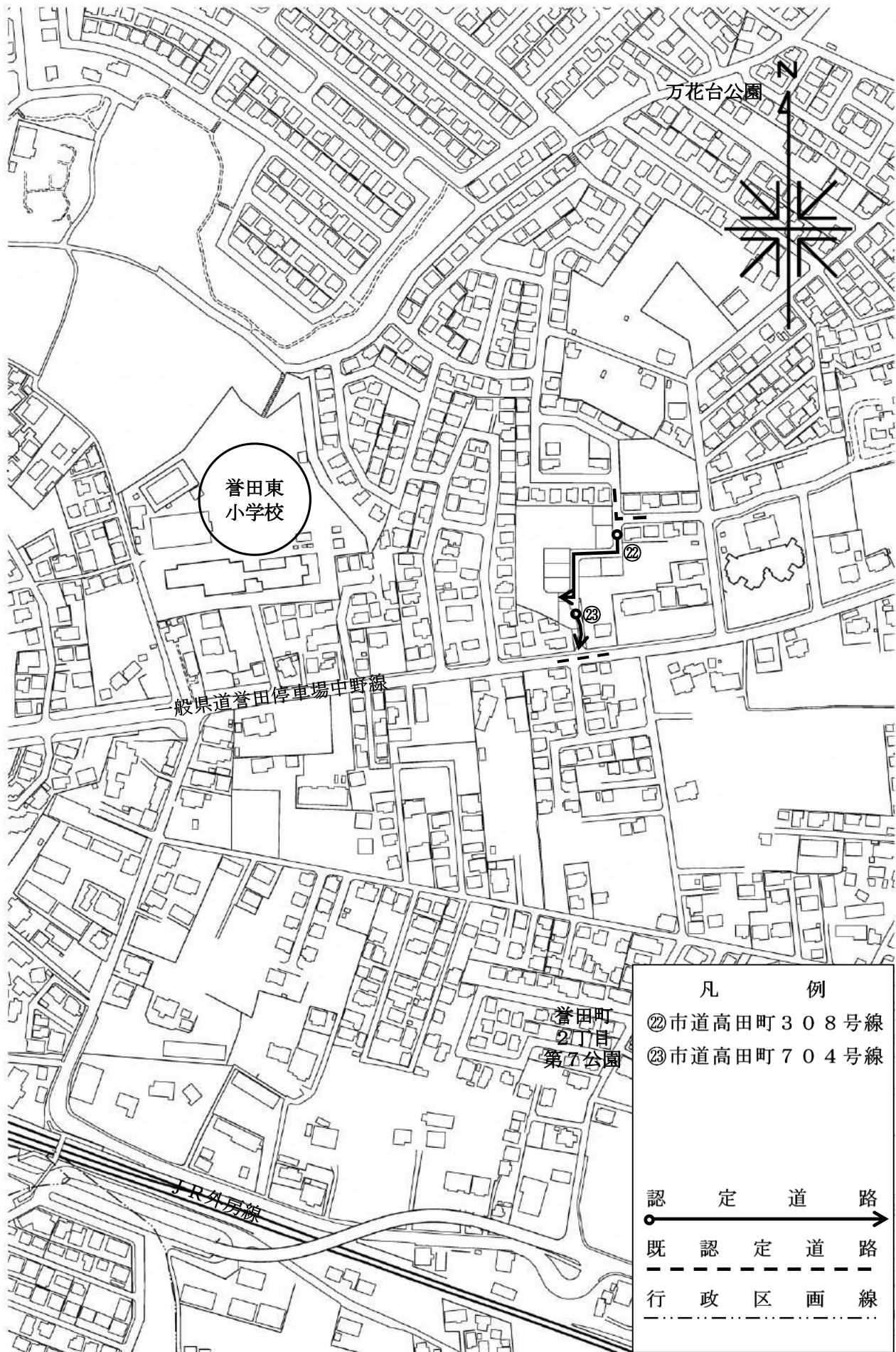




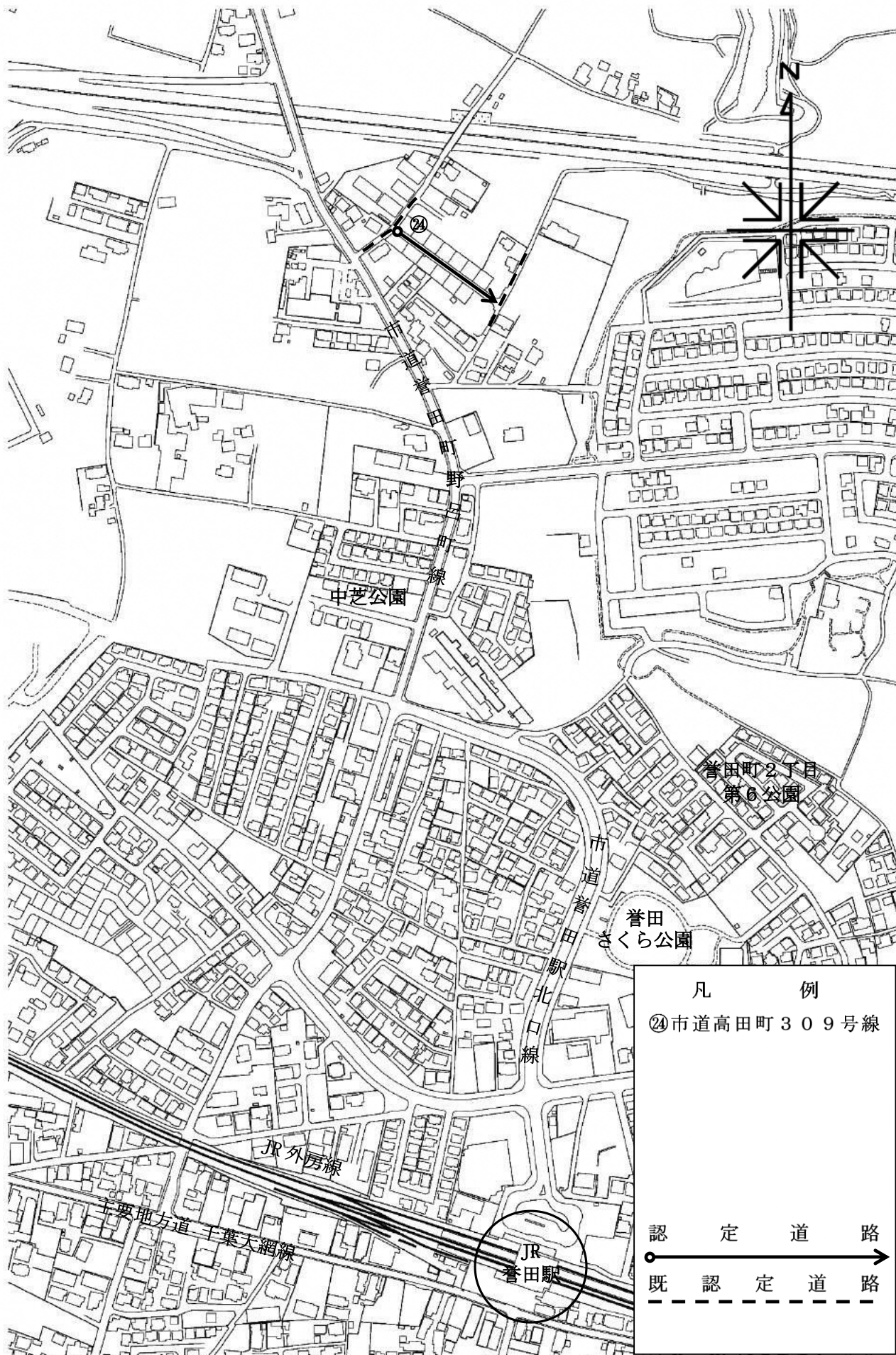
# 整理番号⑳ 市道路線認定図13



# 整理番号②③ 市道路線認定図14

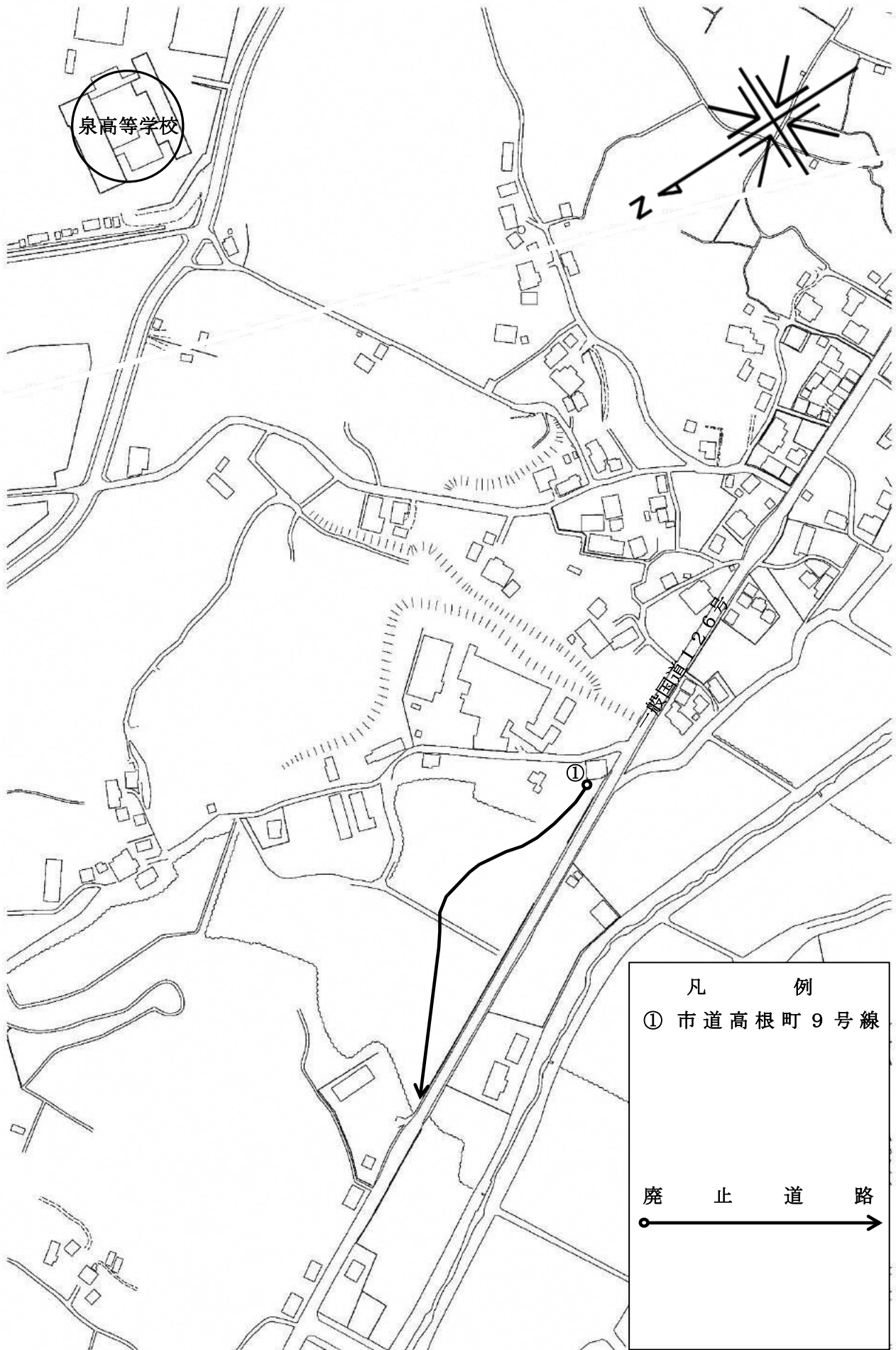


# 整理番号②④ 市道路線認定図15

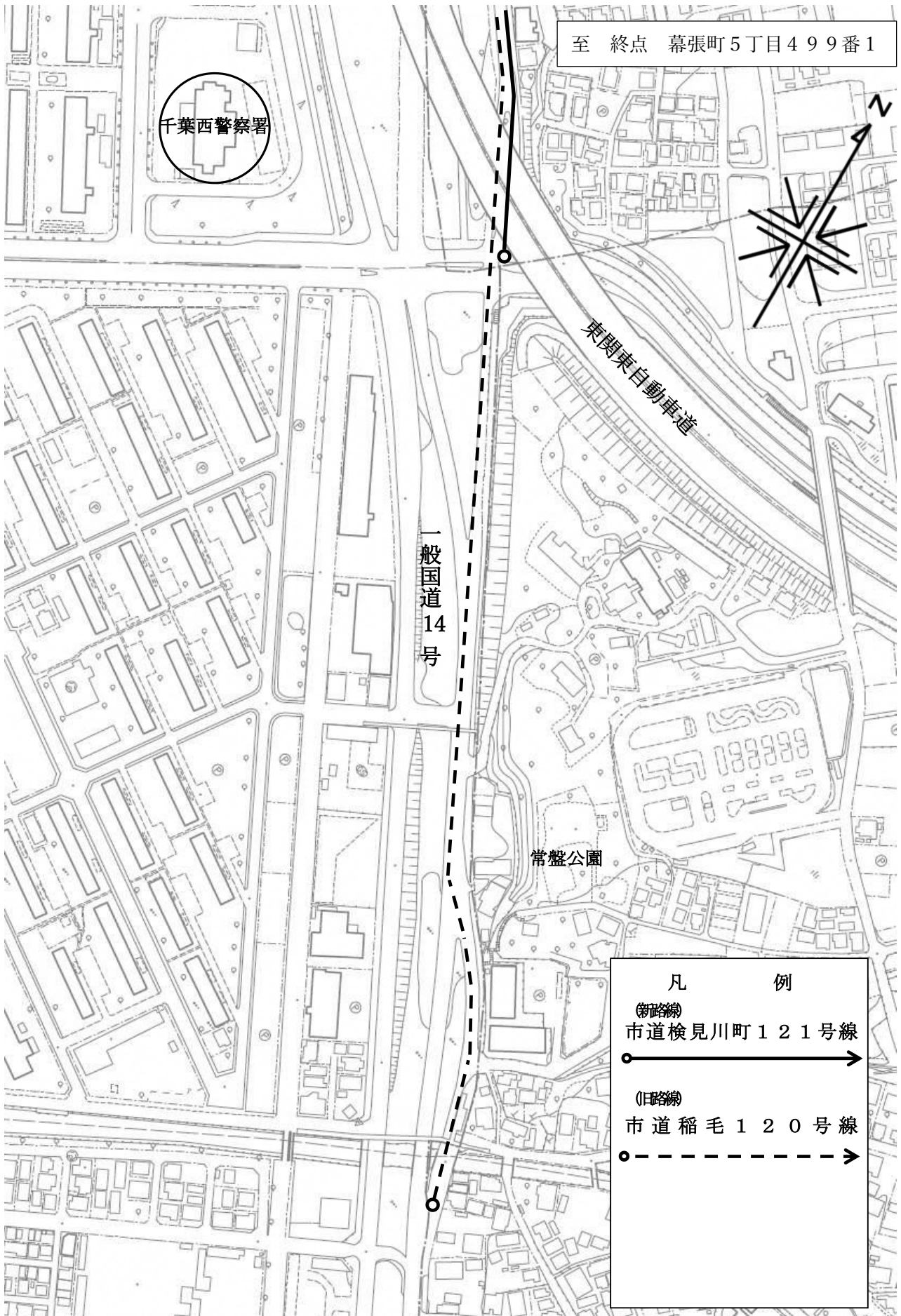




# 整理番号① 市道路線廃止図1



# 整理番号①市道路線変更図1



~~~~~

### 議 案 説 明

市道路線の認定、廃止及び変更について、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議決を求めるものであります。